

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見1	<p><b>○不燃化小規模空地の有効利用について (P10)</b>                      現在、不燃化小規模空地2号地については現在舗装が完了しフェンスが設置されており、活用がなされていない。財産価格審議会付議書類には、「令和2年度空地活用に係る実証実験(予定)」との記載があり、管理方法を検討していたものと推測される。当該空地は商店街の中心部付近であり、商店街や地元住民からも利用が期待される場所であるため、今後の管理方針等を早めに公表されたい。</p>	<p>不燃化小規模空地は、災害時における延焼遮断空間及び避難・救護活動等空間を確保することを目的としている。なお、平常時における管理方法としては、児童遊園として開放管理を行うこととしているが、砂町銀座商店街沿道では不燃化建替え等により商店街としての機能や魅力が損なわれることが懸念されたため、別の管理方法を検討することとしていた。                      そのため、令和2年度から地元住民が組織するまちづくり協議会(商店街部会)で空地活用に係る実証実験を開催したり、砂町銀座商店街振興組合への貸し出しなどにより、当該空地の管理方法を検討している。                      しかしながら、区の協働事業提案制度を利用して平常時における当該空地の活用・管理を行う団体を募ったものの、参画する団体がいない現状を踏まえると、今後の管理方針等の公表には、いましばらく時間を要すると考えている。</p> <p style="text-align: right;">【地域整備課】</p>
意見2	<p><b>○高額資産取得時の手続きについて (P10)</b>                      江東区では議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条において「地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格4,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。」と定められている。また、同条例第2条で「地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。」と定められている。これにより土地については5,000平方メートル未満の取得について議会への付議は不要となっている。しかしながら江東区は地価が高い地区であり、江東区平均で60万円超/1㎡(令和3年基準地価:https://tochidai.info/tokyo/koto/)となっている。仮に4,000㎡の土地を60万円/1㎡で取得するとした場合、総額は24億円となるが面積基準において議会付議は不要となる。建物の取得においては請負契約の場合でも1億8千万円以上のものについて議会付議が必要となる場合と比較し整合していないのではないかと疑問が残る。土地の取得については、5,000平方メートル未満の取得について一律に議会への付議は不用とする取り扱いの必要性・合理性について検討の上、面積基準のみでなく金額基準を設定し付議事項とする、或いは報告事項とするなどより慎重な手続きを経ることを検討されたい。</p>	<p>地方自治法96条1項8号「政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得または処分をすること」について、この政令である地方自治法施行令121条の2第2項及び別表第4では、700万円を下らない不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、市町村にあっては、1件5000㎡を超えるものに限る。)基準とすることを定めていることから、当該規程については、適当であると思料する。                      ご指摘の区の財産の異動に対する区議会への報告については、その財産の取得や処分の経緯について、金額の多寡、又は面積の大小に関わらず適切な報告や協議を行っていることから、引き続き、慎重な対応に努める。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見3	<p><b>○未利用財産・遊休財産の全庁的な把握の必要性 (P13)</b>                      江東区において、財産管理事務の総括は、総務部長が行うとされており(公有財産管理規則第4条第1項)、財産台帳の管理者として総務部経理課が公有財産の利用に関する総括を行っている。                      しかし、個々の公有財産の利用状況に関する情報については、基本的には各所管課が個別に管理しており、経理課では区が保有する公有財産全体についてその利用状況を網羅的に把握しているわけではない。つまり、行政財産の管理権限は各所管課にあり、未利用財産等の具体的な対応は一義的には各所管課の判断により行われる。                      このような体制においては、各所管課で、個々の財産の個別事情や特性を踏まえた柔軟な対応を行うことができるというメリットがある。一方で、利活用などの対応の検討が各所管課の意向に基づいた視点に偏りがちであり、全庁的な視点からの検討が適時に行われない可能性があるというデメリットもある。                      公有財産の適切な管理と効率的運用のためには、全庁的な視点で公有財産を管理する必要があり、まずは全庁的な未利用財産の洗い出しと情報の共有化が必要と思われる。</p>	<p>所管課での行政上の用途を失った財産については、政策経営部がとりまとめ、利活用検討の趣上に載せている。                      現在経理課が行っている財産の異動に関する調査では、利用状況まで把握することは困難であるが、長期未利用の行政財産の把握する機会やその後の取り扱いについて、関係各課と検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
指摘1	<p><b>○資産台帳の施設名称を実態に合わせて変更する必要性 (P15)</b>                      当該土地は、建替工事が予定されているため、保育園は移設し現在は使用されていない。実態の使用用途と異なる名称で財産台帳上登録されたままであるため、現状の使用実態にあわせて施設名称を変更する必要がある。</p>	<p>現在の使用実態にあわせ、施設名称を変更する。</p> <p style="text-align: right;">【保育課】</p>
指摘2	<p><b>○資産台帳の施設名称を実態に合わせて変更する必要性 (P15)</b>                      「(旧)小名木川保育園」は、新園舎建替に伴い廃止され、平成28年度の長期計画推進委員会で防災に資する公園の整備用地として活用することが決定された。令和2年2月に小名木川保育園跡地には広場機能と防災施設を併せ持つ公園として、「小名木川防災公園」が開園された。                      現状の資産台帳では、旧名称である「(旧)小名木川保育園」で資産計上されているが、実態に合わせて施設名称を「小名木川防災公園」に変更する必要がある。</p>	<p>経理課へ令和元年度下半期分の公有財産異動増減報告の際に本件を報告済のため、台帳変更も処理済と認識していた。経理課に確認したところ、当報告では数値変更のみの処理をしており、施設名称の変更については別途申請が必要とのことであった。                      今年度下半期分の報告時に合わせ、名称変更申請をする。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>
指摘3	<p><b>○資産台帳の施設名称を実態に合わせて変更する必要性 (P16)</b>                      当該土地は、普通財産であるところ、財産台帳上は行政財産として登録されている。また、実態の使用用途と異なる名称で財産台帳上登録されたままである。                      現状の使用実態にあわせて施設名称ならびに財産区分を変更する必要がある。</p>	<p>現状の使用実態にあわせ、財産台帳の修正を行った。</p> <p style="text-align: right;">【保育計画課】</p>
指摘4	<p><b>○資産台帳の施設名称を実態に合わせて変更する必要性 (P16)</b>                      平成18年11月、人員と機材を一元的に集約し、事業運営の効率化を図るため、それまで深川地区を管轄していた清掃事務所潮見庁舎と城東地区を管轄していた清掃事務所亀戸庁舎を統合して、潮見庁舎の敷地内に新庁舎を建設し、環境学習施設を併設した「江東区清掃事務所」が誕生した。現在、「(旧)清掃事務所潮見庁舎」は「江東区清掃事務所」として稼働中である。                      現状の資産台帳では、旧名称である「(旧)清掃事務所潮見庁舎」で資産計上されているが、実態に合わせて施設名称を「江東区清掃事務所」に変更する必要がある。</p>	<p>資産台帳の施設名称を実態に合わせて「江東区清掃事務所」に変更することとし、今後は適正管理に努めたい。</p> <p style="text-align: right;">【清掃事務所】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見4	<p><b>○建替支援工場の再利用の計画の見直し（P16）</b>                      建替支援工場は、平成16年の跡地利用検討委員会（区有財産利活用検討部会の前身）において、当面の間暫定利用することとし、以降物品一時保管場所や倉庫等での利用が継続されている。当該地域は平成20年10月に制定された「潮見まちづくり方針」に基づくまちづくりにあわせて有効活用を検討することとなっている。当該計画では整備期間を10年程度と見込んでいたが、すでにその10年は過ぎており、既に当初予定の時限を過ぎている。新たな計画を作成するか、計画の見直しをするともに、建替支援工場の利活用について再検討するべきである。</p>	<p>潮見地区におけるまちづくりの動向を注視し、潮見第一自転車保管場所跡地とともに有効活用策を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【企画課】</p>
意見5	<p><b>○建替支援工場の有効活用（P16）</b>                      旧建替支援工場は現在、防災課、文化観光課、スポーツ振興課、環境保全課、清掃リサイクル課の保管場所として使用されているとのことであった。保管されているものは、防災倉庫建替に伴う備蓄物資、民俗資料、海外支援に伴う机椅子、スポーツ施設建替に伴う部品等とのことである。区役所内の備品保管場所は慢性的に不足しており、再利用についての決定がなされるまでは、有効活用をするべきである。現在使用している課だけではなく、他部署の倉庫場所等に使用させる等、さらに有効活用するべきである。</p>	<p>利用している部署については、特定の部署に固定しておらず、施設の建替え等に伴う一時物品置き場などとして、各所管のニーズに応じて幅広い部署に利用有効活用していただいているところである。しかしながら常に満室状態で一つのブースに複数の部署で共有して利用するなど工夫しながら、施設の活用を図っているところである。今後も施設の有効活用が図れるよう更なる工夫をしながら利用していく。</p> <p style="text-align: right;">【経済課】</p>
指摘5	<p><b>○資産台帳の区分を実態に合わせて変更する必要性（P16）</b>                      旧建替支援工場は財産台帳上の区分が「公共用」となっている。しかし、実態は公共用ではないため、「公用」など実態にあわせた区分に変更するべきである。</p>	<p>現在は当該施設の利用用途が決まるまでの暫定利用として区役所内部の備品等保管場所として使用している。そのため財産台帳上の区分を変更しないまま利用していた。今後は、実際の利用実態にあった区分へと変更する。</p> <p style="text-align: right;">【経済課】</p>
指摘6	<p><b>○資産台帳の施設名称を実態に合わせて変更する必要性（P16）</b>                      その他に、地域振興課所管の資産についても名称と実態があわないものがあつた。現状の使用実態にあわせて施設名称を変更する必要がある。</p>	<p>使用実態の確認及び資産台帳の所管課と協議していく。</p> <p style="text-align: right;">【地域振興課】</p>
意見6	<p><b>○修繕積立基金を適切に計上すべき（P24）</b>                      総合管理計画の5章「適正管理に関する方針」では、現状・課題について以下のように述べられている。</p> <p>① 公共施設等の老朽化への対応                      道路等のインフラ資産については、経済活動や区民の生活に直結するものであることから、定期的な点検や予防修繕等が必要となります。また、今後、昭和40年代前半から昭和60年代にかけて建築された公共建築物の改修や改築が本格化し、財政負担が増大します。老朽化した公共施設等が増加することにより、真に必要とされる施設等の新規整備だけでなく、既存施設等の適切な維持管理や更新にも支障を来すこととなります。（下線は監査人が加筆）</p> <p>上記記載の通り、区の施設はこれから改修や改築によって、30年間で4,370億円の支出が見込まれる。学校施設改築等基金や区営住宅整備基金などはあるものの、将来の負担に備えて修繕積立基金を創設し、負担に備えることを検討されたい。</p>	<p>公共施設等の老朽化への対応として、公共施設建設基金や学校施設改築等基金、区営住宅整備基金において、3年度末時点で計926億5,494万円の残高見込みがあり、今後も引き続き、基金の積立に努める。</p> <p>（参考）3年度末時点基金残高見込み                      公共施設建設基金：64,487,713千円                      学校施設改築等基金：26,620,004千円                      区営住宅整備基金：1,547,223千円</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>
意見7	<p><b>○今後30年間で必要と見込まれる改修・更新費用の精緻化を行うべき（P25）</b>                      区は総合管理計画の中で、今後30年間で必要と見込まれる改修・更新費用を合計4,740億円と提示している。この計算にあたっては、更新費用試算ソフトが使用されているが、当該ソフトの計算ロジックと江東区の維持管理についての方針が相違するところがあり、計算結果が、概算であったとしても、妥当ではない可能性がある。</p> <p>当該ソフトの計算ロジックについては、総務省のホームページに『公益財団法人日本財団の助成を受け、財団法人自治総合センターが開催した「平成22年度地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会」において開発されたものです。なお、本調査結果の比較分析に当たり、作業の簡素化のため総務省において一部変更を加えています。』と記載があることから、「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」（以下、調査研究会報告書）の記述を参照している。</p> <p>例えば、橋りょうについて調査研究会報告書では、このような前提としている。</p> <p>橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新すると仮定する。現在、構造が鋼橋であるものは鋼橋で更新するが、それ以外の構造の場合はPC（プレストレスト・コンクリート）橋として更新していくことが一般的なため、これを前提とする                      （調査研究会報告書より、下線は監査人が加筆）</p> <p>上記のように、更新までの年数を60年としているが、江東区の「橋梁長寿命化修繕計画」では以下の方針を定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区は、85 橋（道路橋 70 橋 人道橋・横断歩道橋 15 橋 2020 年 3 月現在）の橋梁を管理しています。</li> <li>・江東区は震災復興期に建設され 80 年以上経過した橋梁が多くあり、老朽化への対策が必要です。</li> <li>・また高度経済成長期に建設された橋梁も多く、これらが今後一斉に架替え時期を迎えます。</li> </ul> <p>区には、80年以上経過した橋りょうが多くあるが、これを対処療法ではなく、予防保全型と呼ばれる補修により、今後40年間で約77%のコストを削減するとある。このコスト削減方針は、更新費用試算ソフトの前提と異なっているため、総合管理計画で提示されている費用にも反映されていないこととなる。</p> <p>「限られた財源の中で長期的な視点を持って公共施設等の更新・長寿命化・統廃合等を計画的に実施することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の利活用促進や最適配置等を実現するため」という総合管理計画の策定の目的に資するべく、今後30年間で必要と見込まれる改修・更新費用の精緻化を行うべきである。</p>	<p>令和4年度に予定している「公共施設総合管理計画」の改定において、改修費用等の精緻化について検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">【企画課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見8	<p><b>○営繕課の工事費予算に対して補正予算による予算返戻の割合が大きい（P28）</b>                      抽出対象の全体金額2,042,391千円に対して、減額補正金額が604,945千円(29.6%)に達している。減額補正が発生した理由として、仕様変更の理由によるものが多いとされる。仕様変更の全てが当たるわけではないが、工事発注前に区職員による詳細設計を行い、実際の作業量・作業範囲が決まる工事物件も含まれる。特に高額工事案件で仕様変更(工事発注量の変動)が見込まれるものについては、予算要求前に予め詳細設計等を行い、作業量・作業範囲のより正確な見積を行い、予算要求を行うことが望ましい。</p>	<p>報告書P28記載の総括表において、減額補正金額604,945千円(減額率29.6%)のうち、約1割にあたる61,587千円については契約差金によるものである。しかし、残りの主な減額理由は、起工差金であることから、予算要求前に可能な限り詳細設計を行い、当初予算編成時の精度の向上に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【営繕課】</p>
意見9	<p><b>○予算不用額の早期見極めと減額補正基準の明確化（P29）</b>                      予算の未執行金額(特に不用額)については、当初予算編成時の精度を上げる必要があるほか、予算執行に係る相互牽制の観点からも、多額の不用額が想定される場合には、決算見込みがある程度確定した後、速やかに減額補正すべきと考えられる。</p>	<p>予算要求前に可能な限り詳細設計を行い、当初予算編成時の精度を上げるとともに、工事や設計等の進捗状況を加味しながら、契約変更などの見込みがなく、決算額がある程度確定した際は、速やかに減額補正を行う。</p> <p style="text-align: right;">【営繕課】</p>
意見10	<p><b>○工事履歴の一元管理（P29）</b>                      公共建築物や工事履歴等の情報管理に関するシステム化の状況を確認したところ、営繕課・学校施設課の工事履歴等は、営繕支援システムに登録されている。ただしこの工事履歴は営繕課・学校施設課が手配をした工事のみ登録されており、所管課が自ら手配した小破修理や修繕の履歴は登録されていないとのことである。工事規模の問題もあると思われるが、施設の修繕・改修・更新に関する記録は一元管理の上、所管部署においても修繕・改修・更新計画立案や点検の際にいつでも参照できるようにするなど、情報にアクセスしやすくすることが考えられる。</p>	<p>営繕支援システムには、施設概要、工事履歴、内訳書、竣工図、各種申請書類、定期点検報告書などが登録されており、所管課が行っている照明器具の交換、床タイルの割れや欠きの補修など小破修理や修繕の履歴まで登録する必要はないと考えている。また、所管課から同システムへのアクセスについては、指定管理の活用など施設によっても運営方法が異なるため、セキュリティ面も含めた検討が必要である。今後は、所管課とも連携し、継続的な不具合や工事に対応すべき内容に関して、予算要求前に実施している事前相談も含め、営繕課共有の専用サーバーにて、相談対応履歴などの一元管理を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【営繕課】</p>
意見11	<p><b>○工事費予算に対して補正予算による予算返戻の割合が大きい（P30）</b>                      抽出対象の全体金額3,144,819千円に対して、補正減額金額が1,232,527千円(39.2%)に達している。減額補正が発生した理由として、⑥その他として、コロナウイルス感染拡大に伴う見直し682,998千円、落札比率による契約差金242,864千円(予定価格と落札金額との間で多額の差額が発生)が多くなっている。コロナ禍により入札への様々な影響が出ていると思われるものの、入札不調により多額の予算が未執行のまま残ったのか、あるいは予算金額が多すぎたのか、区別して原因分析を行う必要がある。</p>	<p>工事費の執行は、区民との交渉の進捗に応じて進めるために、その時期や量を予算要求時に正確に見積もることは困難であり、補正予算での調整を行っているが、当初予算要求での更なる精査を進めることで改善を図っていく。【管理課（用地係）】                      起工金額に対して契約金額が競争入札により約26%減となったため、20%以上の補正予算金額になったものである。当初予算金額及び補正予算金額は適正であった。【管理課（境界確定係）】                      道路課の減額補正については、新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業や計画の見直し・中止によるもの、不調不落後の未執行によるものである。今後も、減額補正が発生した理由を明確化し、当初予算編成時の精度向上に努める。【道路課】                      令和2年度の工事執行については、コロナウイルス感染拡大及び江東区たばこに関する基本方針を受けた土木部方針の見直しに伴い、規模の縮小・中止等大幅な見直しをせざるを得なかった。また、東京都の都合による工事遅延に伴い先延ばしせざるを得なかった。【河川公園課】                      予算金額については、積算基準に基づき適切に算出している。【施設保全課】</p> <p style="text-align: right;">【管理課】</p>
意見12	<p><b>○予算不要額の早期の見極めと速やかな減額補正（P31）</b>                      予算の未執行金額(特に不用額)については、当初予算編成時の精度を上げる必要があるほか、予算執行に係る相互牽制の観点からも、多額の不用額が想定される場合には、決算見込みがある程度確定した後、速やかに減額補正すべきと考えられる。</p>	<p>第1回定例会に上定する補正予算（3年度の場合は9号補正）において、不用額の精査を実施している。早期に減額補正しない理由として、年度途中で想定していない経費が必要となることもあるため、年度末に補正している。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>
意見13	<p><b>○長期計画の見直し時に維持管理コストを考慮する必要性（P32）</b>                      「江東区学校施設長寿命化計画」では、長寿命化しない場合の試算において、改修工事にかかる投資額以外の維持管理費について一定額として計算しており、長寿命化を実施することによるランニングコストへの影響について記載がない。これに関して区に質問したところ、上記のシミュレーションは従来型と長寿命化した場合の40年間のコスト比較をしているもので、工事そのものにかかるコストの検討が目的であり、工事費に比較して経費の影響は小さいことから、経常にかかる経費(光熱水費、施設整備費等)は一定額としている、との回答を得た。通常、長寿命化により新たな機能強化を維持するために維持管理費が増加する場合と、省エネ効果による電気代等が減少する場合との両方が考えられる。今後、長期計画の見直しの際には、こうした維持管理コストの影響も考慮したトータルコストでの比較検証を検討いただきたい。</p>	<p>長寿命化改修した場合の維持管理コスト増要因は、エレベータ保守費用年間100万円程度である。また、光熱水費は1校あたり年間1,000万円、省エネ機器を導入し5%のコスト削減ができたとしても、50万円程度の削減にとどまる。工事費は数十億円規模であり、長期計画等の見直し時に光熱水費や維持管理コストの影響も含めて比較検証しても、事業効果の顕在化は期待できないため、実施しない考えである。今後、維持管理コストが飛躍的に増大し、工事費にも影響を及ぼすような状況になった場合は、その影響について検討する。</p> <p style="text-align: right;">【学校施設課】</p>
意見14	<p><b>○財産の現況調査に係る手続きを定める必要性（P38）</b>                      公有財産台帳の作成フローの①のステップに示す通り、総務部経理課管財係では、上期と下期の年2回、財産の増減異動にかかる報告を各所管課に求めている。上期は異動等の調査を実施し、下期は異動調査に加え「公有財産現在高報告書」の提出を求め、各所管課が管理する公有財産について、現況を確認した上で報告するよう依頼している。しかし、上記フロー図の②のステップにおける現況の確認は各所管課に任せられる具体的な手続きは定められていないため、現地調査の手順や財産の利用状況等の判断が所管によって異なることが危惧される。そのため、公有財産台帳に記載される財産の実在性、網羅性及び活用状況の情報の正確性を把握するための補完的な手続きが望まれるが、各所管課の管理下にあるすべての財産を総務部等が現地検証することは現実的ではなく、各所管課の報告に依拠できる仕組み作りが必要である。公有財産台帳管理の主眼である財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理を達成するためには、まず正確な現況の把握が不可欠であり、その精度を全庁的に一定の水準に保つためには、財産の現況を確認する作業及び休眠状態の判断基準等を含めたマニュアル等を作成し、かつそれが適切に周知徹底及び適切に運用されることが望まれる。</p>	<p>現在、公有財産台帳作成については年2回実施しており、各所管に上半期は財産の異動調査、下半期は異動調査に加え公有財産現在高報告書の報告を求めている。依頼文書の中には、各財産における報告基準の記載はあるが、現状では統一されていない状況である。現況調査については、まず各所管において異動情報の報告以前に現在の状況を確認したうえで異動情報を報告してもらうように依頼しているが、現状では実際に行っているかの確認が取ることができない。各所管課が正確に財産の確認がとれるようなマニュアル作成が必要とされる。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見15	<p><b>○台帳と現物の関連性を明確にする必要性（P38）</b>                      区では、財産の取得を各所管課からの異動報告により把握し、経理部管財係が財務システムで各台帳に登録するが、登録に当たっては必ずしも現物の設置場所が特定できるようにはなっておらず、また管理ラベルの貼付がされていない財産もあり、台帳と現物の関連性が明確ではない。そのため、監査の過程で台帳上の財産の現物の所在が確認できず、台帳と現物の照合が困難になっている財産が複数検出された。財産を取得し、台帳に登録をする際には財産台帳の管理番号をラベルとして貼付する、またはラベル貼付が困難な財産等に関しては写真を撮影して台帳番号と紐付けておく等の方法が考えられる。適切な財産管理のためには、台帳上の財産と現物の整合性を確保する必要があるため、区としてルールを定めて継続的に運用していく必要がある。</p>	<p>現在の財務会計システムでは、財産を示す写真や資料等を紐づける機能がないため、現状ではシステム管理をするのは困難である。今後のシステム改修等の際には、より細かな情報を管理できるシステム構築を検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見16	<p><b>○財産の異動情報及び残高に対する各所管の責任明確化（P38）</b>                      区では、上述の通り各所管から受ける財産の異動報告に基づき、財務会計システムへ入力を行い、前年度末の数値に異動報告を反映させて年度末の財産を把握する仕組みを採用している。また、各所管から提供を受ける「公有財産残高報告書」は表計算ソフトにより作成され、異動情報を入力することで期末残高が自動的に算出される形式となっており、各所管の残高数値に対する意識付けや責任感が希薄になる可能性が懸念される。                      各所管からの報告に関して、異動情報（フロー）だけではなく、残高（ストック）の正確性に対する意識付けを促すために、現況確認を行った担当者の上長の承認や、現地調査報告書等、財産残高に対する根拠資料の提出を求めることも検討されたい。</p>	<p>年2回の調査報告では、異動のあった所管のみが報告されている。残高管理を行っている経理課では、全所管課に依頼している異動情報前の現況確認が実際になされているかの確認がとれないため、今後は異動情報のない部署においても、所管での決裁を経たうえで報告を求めていく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見17	<p><b>○固定資産台帳作成手続きに係る統制の必要性（P41）</b>                      固定資産台帳は、各所管課が直接、資産管理システムに入力することで更新される。また、固定資産の実地調査は各所管課に任せられ、固定資産台帳を管理する財政課において資産の実在性及び網羅性の確認は行わないため、各所管課がそれぞれに保有する資産の異動情報を正確にシステムに入力することが適切な固定資産台帳の維持管理に非常に重要である。                      財政課は、所管課がシステムに入力する期間を毎年4月1日から5月31日の間に区切り、かつ固定資産台帳情報の更新を依頼する文書の中で資産ごとに入力を担当する所管課を明示し、重複入力等が発生しないよう留意している。しかし、入力作業にあたってはエビデンス（契約書、請求書、廃棄証明等）の提出、上長による承認等も求められていないことから、異動情報入力の正確性が担保されているとはいえない。現状の固定資産台帳作成フローでは、所管課による誤入力が看過されると、誤った資産情報が固定資産台帳に記録され続ける可能性が非常に高く、区の財政状態及び経営成績を適切に把握し財政レポートを作成するための基礎数値として固定資産台帳に依拠することが困難になる。固定資産台帳の正確性を確保するために異動情報の入力漏れや誤入力を防止、発見するための統制（実地調査、根拠資料との突合証跡、担当者間のダブルチェック、上長の承認等）を設けることが望ましい。</p>	<p>固定資産台帳の正確性を確保するため、担当者間のダブルチェックの強化やマニュアルの充実化を実施するなど、異動情報の入力漏れや誤入力の防止に努める。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>
意見18	<p><b>○固定資産台帳を縦覧に供する必要性（P41）</b>                      区では現在、上記フロー図の⑥に示す通り、固定資産台帳に基づき「固定資産の状況」「有形固定資産の明細」等を作成し、区の財政レポートに掲載して公表しているが、固定資産台帳の公表は行っていない。固定資産台帳については「統一的な基準による地方公会計マニュアル」において以下の通り示されており、積極的な公表が望まれる。                      ・固定資産台帳は、公表を前提とすること                      ・未利用資産の有効活用の観点から、少なくとも一定の項目については公表することが重要であること                      ・財務諸表等の利用者がPCに取り込み、加工できるようにエクセル形式等の編集可能なデータ形式で公表すること</p>	<p>公有財産台帳管理を管理する経理課や施設所管課と連携し、先行自治体を参考にしつつ、公表方法や内容について検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見19	<p><b>○公有財産台帳と固定資産台帳の一元管理の検討（P43）</b>                      現在、区では公有財産台帳と固定資産台帳は、それぞれ財務会計システム内の「公有財産管理支援システム」（総務部経理課が管轄）と「資産管理支援システム」（政策経営部財政課が管轄）で管理されている。公有財産台帳と固定資産台帳は重複する項目があり、まず経理課において公有財産台帳の異動情報を取得して公有財産管理支援システムに入力し、その後、上記「固定資産台帳の作成フロー」②でも記載の通り、財産会計システム内で固定資産台帳を管理する資産管理支援システムに公有財産管理支援システムの情報を連携する。ソフトウェアや建設仮勘定等、財産台帳で保有しない情報を別途、所管課から入手して固定資産台帳を作成する。                      区が保有する資産に係る情報の報告先を経理課と財政課それぞれに実施する必要があり、かつシステムも分かれていることで全体的な台帳作成の工数が増加し、所管課の報告作業の負担も懸念される。また、システム内でデータが適切に連携されているかの検証も必要であり、2つのシステムを維持管理することの経済的コスト及び人的コストは無視できないと料する。将来的には、地方公会計制度に基づく固定資産台帳データと地方自治法における公有財産データを統合し、一元管理することが望ましい。</p>	<p>公有財産台帳を管理する経理課や物品を管理する会計管理室、システムを統括的に管理する情報システム課等とともに、システム改修等に要するコスト等を踏まえつつ、一元化に向け、中・長期的に検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p> <p>公有財産台帳は経理課で、固定資産台帳については財政課でそれぞれ管理をしている。現在では、それぞれのシステムで管理されており、管理方法も統一化されていないため同じ財産であっても、記載されていない財産等が散見される原因となっている。                      今後は、財産管理についてシステム構築も含め両課にて検討をしていく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
意見20	<p><b>○遊休施設等の現状把握における各種台帳等の利用（P43）</b>                      区では、前長期計画（平成21年3月策定）に定める視点の一つである「区有財産の有効活用」を推進するため、平成22年6月に区有財産利活用検討部会（以下「部会」）を設置し、同年8月に策定した「区有財産の有効活用に向けた跡地等利用方針について」に基づいて区施設跡地の利活用方針を決定している。                      部会における方針等検討の流れは以下の通りである。</p> <div style="text-align: center;"> <pre>                     graph TD                         A[利活用検討一覧表の施設・跡地] --&gt; B[個別事案の利活用方針の検討]                         B --&gt; C[区有財産利活用検討部会]                         C -- 報告 --&gt; D[長期計画推進委員会]                         D -- "報告 協議 した 議 案" --&gt; E[企画総務委員会]                     </pre> </div> <p>部会で個別施設等の利活用を検討するために提出される「区施設跡地等利用状況一覧」は、各所管課が把握する遊休施設等のうち、長期計画推進委員会において全庁的な利活用検討が必要と判断され、区有財産利活用検討部会へ方針検討が下命された施設を政策経営部企画課が取りまとめ、作成を行っている。利活用を検討すべき財産として「区施設跡地等利用状況一覧」に掲載される財産に一定の基準があるかを区へ質問したところ、長期計画推進委員会において検討を下命された施設を一覧表として掲載するものであり、利活用検討の対象となる財産の客観的な基準等（用途廃止時期からの経過年数、利用率等）は設けていないとの回答であった。また企画課または経理課等が能動的に施設の現況及び利用状況等を把握する仕組み等は存在しないため、所管課からの報告がない限り、議論の俎上に載らない遊休施設が相当数存在することが懸念される。                      公有財産の利活用を推進するためには、その前提となる公有財産の現状把握が必要であり、また、公共施設の利活用状況の情報の精度が重要になる。現在、公有財産の情報は公有財産台帳や固定資産台帳で管理されているが、区有財産の有効活用の検討には利用されていない。今後、財産活用や適性化の観点を取り入れて資産情報の充実に取り組むことで、利用状況の確認、優先順位を持った検討が容易になることが期待できるため、積極的に固定資産台帳等の情報の充実及びそ</p>	<p>経理課では、各課にて管理している財産において、財産台帳での管理のみを行っている。各所管にて管理している財産の利用状況までは把握しておらず、財産としての活用状況までは管理をしていない。                      今後は、企画課とも連携をとりながら、年1回程度の財産利用調査等の報告を求めていくか検討し、財産台帳のシステム構築の際に利用状況のデータを盛り込めるよう合わせて検討する。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p> <p>全庁的な利活用検討を要する跡地等の有無について把握を進め、未検討の当該跡地が存在している場合には、利活用方針を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【企画課】</p>
意見21	<p><b>○各所管課に棚卸してもらおう（P44）</b>                      年2回の公有財産報告書の異動の報告のための文書では、「実査の上、報告してください」とあるが、指摘事項のように実態と乖離した報告がなされているのが現状である。今後のルール作成とは別に、一度各所管課に資産台帳通りの行政財産が実在するのかを棚卸してもらい、資産台帳をアップデートするべきである。</p>	<p>資産台帳と行政財産の現況については、突合調査を行い、資産台帳を更新する必要がある認識である。調査手順等を検討し、実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																							
指摘7	<p><b>○本庁舎及び防災センターに係る財産等の管理ルールの必要性（P47）</b>                      本庁舎及び防災センターの財産について監査人が財産台帳と現物のサンプルチェックを行ったところ、以下の財産に関して、台帳と現物との関連付が明確でなく、現物の照合ができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="486 275 1314 596"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>価格(千円)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工作物</td> <td>かこい</td> <td>441.6m</td> <td>425</td> <td>区役所敷地周りのフェンス等と思われるが、台帳情報と照合できず。一部、廃棄が台帳に記録されていない可能性がある。</td> </tr> <tr> <td>表示板</td> <td>3基</td> <td>395</td> <td>表示板の現物と台帳の関連付けがされておらず、照合ができない。</td> </tr> <tr> <td>築庭</td> <td>62.6式</td> <td>1,685</td> <td>古い噴水設備が防災センター南側に移設されたと思われるが、数量等が明確ではない。</td> </tr> <tr> <td>立木</td> <td>樹木</td> <td>111本</td> <td>19,118</td> <td>伐採等により、すでに存在しない立木が財産台帳に記録されている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理を達成するためには、まず正確な現況の把握が不可欠であることは、＜意見事項 14＞財産の現況調査に係る手続きを定める必要性及び＜意見事項 15＞台帳と現物の関連性を明確にする必要性でも述べた通りである。前述の意見事項と合わせ、担当者や所管課によって齟齬が発生しないよう、明確なルールの策定が望まれる。</p>	区分	種目	数量	価格(千円)	備考	工作物	かこい	441.6m	425	区役所敷地周りのフェンス等と思われるが、台帳情報と照合できず。一部、廃棄が台帳に記録されていない可能性がある。	表示板	3基	395	表示板の現物と台帳の関連付けがされておらず、照合ができない。	築庭	62.6式	1,685	古い噴水設備が防災センター南側に移設されたと思われるが、数量等が明確ではない。	立木	樹木	111本	19,118	伐採等により、すでに存在しない立木が財産台帳に記録されている。	<p>財産の現況調査において、所管課の現物と台帳の突合など具体的に検証するよう指示を行っていないために、齟齬が継続しているものである。                      所管課における財産の現況確認の責任者を設けるなど具体的な方策を検討して行く。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
区分	種目	数量	価格(千円)	備考																					
工作物	かこい	441.6m	425	区役所敷地周りのフェンス等と思われるが、台帳情報と照合できず。一部、廃棄が台帳に記録されていない可能性がある。																					
	表示板	3基	395	表示板の現物と台帳の関連付けがされておらず、照合ができない。																					
	築庭	62.6式	1,685	古い噴水設備が防災センター南側に移設されたと思われるが、数量等が明確ではない。																					
立木	樹木	111本	19,118	伐採等により、すでに存在しない立木が財産台帳に記録されている。																					
指摘8	<p><b>○公有財産台帳のデータの正確性検証の必要性（P47）</b>                      本庁舎及び防災センターの財産について監査人が財産台帳と固定資産台帳の整合性チェックを行ったところ、以下の財産に関して、金額の相違が発見された。</p> <table border="1" data-bbox="474 926 1314 993"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種目</th> <th>数量</th> <th>価格(財産台帳)</th> <th>簿価(固定資産台帳)</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立木</td> <td>樹木(クロマツ)</td> <td>5本</td> <td>7,366千円</td> <td>3,366千円</td> <td>4,000千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>土地、建物及び工作物の財産公有財産の台帳価格は、江東区公有財産管理規則第19条に基づき改定されるため、財産台帳と固定資産台帳の価額情報は、通常、一致しない。しかし立木は価格改定を行わない財産であり、固定資産台帳上も減価償却は実施せず、取得価額がそのまま固定資産台帳の帳簿価額及び財産台帳の価格となるため、理論上、財産台帳と固定資産台帳間で差異は発生しない。                      上記の立木に関する4,000千円の差異の原因について経理課へ質問したところ、平成23年度の財務会計システム導入時に、本来、昭和54年に取得したクロマツ3本と昭和56年に取得したクロマツ2本についてそれぞれ立木台帳を作成すべきところ誤って1つの台帳に登録したことで取得価額と評価額に差異が生じたが、理由や原因は不明との回答であった。                      当該立木について、台帳を正しく修正するとともに、他にも同様の誤りがないか確認することが望ましい。</p>	区分	種目	数量	価格(財産台帳)	簿価(固定資産台帳)	差異	立木	樹木(クロマツ)	5本	7,366千円	3,366千円	4,000千円	<p>意見19と同様に公有財産台帳と固定資産台帳が同じデータから作成されていないことに起因するものである。公有財産台帳と固定資産台帳の登載基準を経理課、財政課で確認しながら、各所管課に負担にならないように1件のデータから両方のシステムに正確に搭載される仕組みづくりを検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>											
区分	種目	数量	価格(財産台帳)	簿価(固定資産台帳)	差異																				
立木	樹木(クロマツ)	5本	7,366千円	3,366千円	4,000千円																				
意見22	<p><b>○固定資産台帳のデータの正確性を検証する必要性（P48）</b>                      本庁舎及び防災センターの資産について監査人が財産台帳と固定資産台帳の整合性チェックを行ったところ、以下の資産に関して相違が発見された。</p> <table border="1" data-bbox="463 1436 1305 1535"> <thead> <tr> <th>資産種別</th> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>簿価(固定資産台帳)</th> <th>財産台帳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>バイク駐車場(江東区役所)</td> <td>0</td> <td>1円</td> <td>除却済</td> </tr> <tr> <td>工作物</td> <td>砂場(江東区役所)</td> <td>0</td> <td>1円</td> <td>除却済</td> </tr> </tbody> </table> <p>実地調査を行ったところ、上記資産の現物が認められなかったため、固定資産台帳から除却の必要はないか財政課へ質問したところ、平成28年の固定資産台帳整備時より差異が生じており、精査の上、令和3年度固定資産台帳作成時に処理するとの回答を得た。また原因についての詳細は所管等に確認するが、システムの接続不備や所管の入力ミス等が考えられるとのことであった。                      本庁舎及び防災センター以外にも、固定資産台帳整備時に適切に作成されなかった資産がある可能性があるため、特に数量が「0」かつ備忘価額1円で計上されている資産については除却されている可能性が高い資産として、現況を確認することが望ましい。                      なお、これらのエラーは台帳上の資産と現物を照合する手続きを定期的に行っていれば早期に発見できたものであるため、＜意見事項 14＞財産の現況調査に係る手続きを定める必要性及び＜意見事項 15＞台帳と現物の関連性を明確にする必要性も参照されたい。</p>	資産種別	名称	数量	簿価(固定資産台帳)	財産台帳	工作物	バイク駐車場(江東区役所)	0	1円	除却済	工作物	砂場(江東区役所)	0	1円	除却済	<p>ご指摘のとおり、公有財産台帳と固定資産台帳に差異が生じている。今後は、財政課内でのチェック体制を強化するとともに、公有財産台帳管理を管理する経理課や施設所管課との連携を強化し、固定資産台帳の精緻化に努める。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>								
資産種別	名称	数量	簿価(固定資産台帳)	財産台帳																					
工作物	バイク駐車場(江東区役所)	0	1円	除却済																					
工作物	砂場(江東区役所)	0	1円	除却済																					

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要								
意見23	<p><b>○寄付により取得した財産の客観的価格情報を保管する必要性（P48）</b>                      本庁舎が保有する以下の財産は、寄付により取得した、庁舎敷地内に設置している喫煙ブースである。</p> <table border="1" data-bbox="457 239 1299 306"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設名／種目</th> <th>数量</th> <th>価格(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作物</td> <td>その他</td> <td>1室</td> <td>5,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>江東区公有財産管理規則第18条第2項において、工作物の台帳価格は、建築費又は製造費、ただし、建築費又は製造費によることの困難なものについてはその見積価格を付す旨が定められている。上記の喫煙ブースについては、民間企業からの寄付により取得したため、喫煙ブースの市場販売価格及び施設設置経費の見積価格等を考慮して付すべきと解される。しかし、経理課へ喫煙ブースの価格を5,000千円とした根拠について質問したところ、金額の根拠となる客観的な外部資料等は残されておらず、内部資料として当該金額が記入されたメモがあるのみとの回答を得た。民間企業からの寄贈であれば、当該企業は当然、会計上及び税法上の根拠となる価額情報を保有していると考えられるため、区が寄贈先より台帳価格の根拠となる資料の入手することは可能であると思料する。                      区の公有財産台帳に記載する台帳価格は、客観性、合理性及び信頼性を備えるべきであり、金額の根拠は内部のメモだけではなく外部資料も合わせて保存しておくことが望ましい。</p>	区分	施設名／種目	数量	価格(千円)	工作物	その他	1室	5,000	<p>寄付を受けた場合は、その財産の価格となる根拠資料等の保全・保管を行う。                      寄付により取得した財産の価格（価値）を評する資料（会計、税等）を台帳価格の根拠として保存する。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>
区分	施設名／種目	数量	価格(千円)							
工作物	その他	1室	5,000							
意見24	<p><b>○倉庫スペース及び備品等の管理の適切性（P49）</b>                      総務部経理課は、本庁舎1階駐車場の倉庫3カ所及び庁舎7階・8階倉庫の管理を行っている。庁舎全体で倉庫として利用できるスペースは不足しており、組織改正等によるレイアウト変更等で余剰スペースが生じた場合は、経理課が会議室や倉庫として確保に務め、各課にスペースを提供するなどしている。                      本庁舎及び防災センター内の倉庫を視察したところ、様々な物品、段ボール等が雑然と積まれている状態が散見された。中には、明らかに今後使用することがない物品等（古い年度の成人式記念品、各種冊子等）も認められ、経理課から倉庫スペースの提供を受けた所管課においても、どこになにがあるか把握できていない状態と思われる。本庁舎内のスペースが不足している中、限られた倉庫スペースは有効に活用すべきであり、徒に特定の所管課が経理課の管理する倉庫を長期にわたって占有することは好ましくない。本庁舎内に保管が必要な物品等か棚卸しを実施すると共に倉庫内の整理整頓、保管レイアウトの見直しを行うことが望ましい。                      また、経理課は、庁舎内の会議室利用に関して、利用予定月の3か月前から各課で施設予約システムに入力することで、会議室の予約、空き状況を可視化する仕組みを構築し、共通会議室の管理に役立てている。当該システムは倉庫スペースの有効活用にも効果が見込めるため、会議室予約システムの応用等、システムによるスペースの可視化を積極的に検討されたい。</p>	<p>倉庫の管理については、現在システム化されておらず、1階の管財倉庫及び管財倉庫2については特定所管の長期占有が常態化しているため、一部分の利用についてのみ紙媒体で管理しているのが現状である。                      限られたスペースを有効に活用するためにも全庁共有のルールと管理が必要である。                      各課の利用状況の把握と共通倉庫の利用規約の検討を進める。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>								
意見25	<p><b>○執務スペースの安全対策（P49）</b>                      区では、平成24年3月に「江東区事業継続計画（震災編）」を策定し、その後計画の管理主体である「江東区事業継続管理委員会」により平成29年3月に修正を行い、継続的に区の防災力の強化を図っている。また、計画では施設管理者は、日常的に施設全体の安全点検に努めることが定められている。                      本庁舎および防災センター内の視察を実施したところ、書庫・キャビネット・什器などのオフィス家具を固定するなどして、職場環境の安全化に努めていることが認められた。しかし、PC・OA機器などの転倒防止措置等は十分とはいえず、またオフィス家具の上にファイルボックス等の物品が置かれている状況が散見され、物の落下による人身への危険性が懸念された。監査実施期間中に発生した震度5弱の地震の際には、本庁舎において若干ながら備品の破損等があり、継続的な転倒・落下・移動防止措置および不要な什器や備品を置かない、整理整頓に努めるなどの対策が必要である。</p>	<p>書庫やキャビネット等のオフィス家具は固定するなど転倒防止の安全対策を認識しているものの、OA機器等の対策が不十分である点やオフィス家具の上に設置してあるファイリングキャビネット等の安全対策が十分でない執務室も散見される。                      今後は安全な執務環境に向けた具体策を講じ、全庁に向けて発信する。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>								
意見26	<p><b>○本庁舎の今日的な機能充実の必要性（P50）</b>                      本庁舎の建物管理に関して、利用者の利便性向上のために、利用率の低いトイレ和便器の洋便器化、多機能トイレの充実、バリアフリー化等が望まれる。庁舎改修は現在の長期計画において計画化されておらず、また庁舎建替えの方針が示されていることから、費用が高額になる改修等は困難であるが、費用をかけずとも障害者差別解消法の定める合理的な配慮を実現するとともに、利用者の利便性向上のために工夫する余地はあると考えられる。例えば、必要がある利用者に向けて、9階トイレを含め多機能トイレの所在の案内を徹底する、通路の整理整頓を行うことで車椅子等の回転に支障がないよう十分なスペースを確保するなどがあげられる。また、区役所庁舎5階から本会議場の傍聴席へは、車椅子等では入室できない構造となっているため、対応法をご検討願いたい。</p>	<p>トイレ和便器の洋便器化については、修繕計画の中で順次対応する。                      9階多機能トイレの案内は、年度末の本庁舎及び防災センターのサイン変更に合わせて、庁舎内案内板及び各課が共通利用する庁舎案内図データに追記する。                      各階通路については、隣接する各課が中心となり車椅子等での来庁者が安全に利用できる通路スペース確保に努めるよう、周知する。                      また、本会議場傍聴席への出入口は、修繕工事によって早急にバリアフリー化することが困難なため、個別に対応している。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>								

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見27	<p><b>○江東区事業継続計画で想定される被害等の前提について（P50）</b>                      本庁舎は災害時には復旧・復興の拠点となるため、国土交通省の基準でIs値0.9以上の耐震性能が求められるI類に該当すると考えられる。区では平成21年度に実施した本庁舎の耐震診断により、一部の階を除いてIs値が0.3前後とIs<math>\geq</math>0.6を保有しておらず、大地震動に対して倒壊・崩壊する危険性が建物と判断されたため、平成23年度・24年度に耐震補強工事を行った。工事は、地震時の建物の揺れを大幅に低減し、震度6強においても機能維持が図れる耐震性能を具備することを目標として、中間階免震改修工法が採用され、主に駐車場になっている1階部分の柱上部に免震装置を設置した。本工事により、Is値の改善が図られたかを区に質問したところ、免震工事によって構造体のIs値そのものが増えるものではないとの説明を受けた。免震工事により、大地震発生の際の建物の揺れが低減され、本庁舎の損傷を防ぐだけでなく機能を維持することが可能になったものの、区の事業継続計画において本庁舎の耐震性能を「Is値0.75以上」と明記することには疑問が残る。また、監査実施期間中の令和3年10月7日に発生した千葉を震源とする地震により、江東区では震度5弱の地震を記録し、揺れのために本庁舎内で破損した備品も若干ではあるが認められた。事業継続計画で想定される被害の前提条件が適切であるか今一度、検討すべきである。</p>	<p>今後の江東区事業継続計画の見直しに合わせて記載方法について検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見28	<p><b>○その他の災害を想定した区庁舎機能維持の必要性（P51）</b>                      上記＜意見事項 27＞江東区事業継続計画で想定される被害等の前提についてで記載の通り、江東区事業継続計画を策定し、大規模災害に備えて事前対策を講じている。しかし、当該計画は震災を想定するものであり、水害や感染症、サイバー攻撃等その他の災害に対する事業継続計画は策定されていない。                      特に近年、全国各地で毎年のように記録的な台風・豪雨被害が発生し官庁施設が被災する事例も多く、重大な事故・故障の発生を未然に防止し、施設利用者等の安全を確保するため、区においても台風・豪雨に備えた本庁舎の維持保全が望まれる。監査手続き中の令和3年10月1日に東京に接近した台風16号による豪雨では、2階の広報広聴課と区民と戸籍係間通路をはじめ本庁舎内7カ所で、雨漏りが発生したことは、老朽化した本庁舎の台風・豪雨に対する脆弱性を示すものである。施設利用者からも目視できる2階の雨漏り箇所については、令和3年度の修繕を予定しているが、その他の箇所については、シーリング等の応急処置や様子見、対応の検討にとどまっている。                      庁舎改修は現在の長期計画において計画化されておらず、今後は、経常経費の中で修繕を行っていく予定とのことであるが、上記のような状態で災害時においても区民の安全・安心を確保し、防災拠点として庁舎機能を十分に発揮できるか、改修・修繕計画の必要性を再検討すべきである。</p>	<p>庁舎建替えの計画のため、大規模な改修計画は持たず、経常経費の中でそれぞれの事象に対応している。今後は関係各課と調整の上、予備的点検結果に応じた早期対応を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p> <p>建物の劣化状況、本庁舎の建替えの検討状況を総合的に勘案しながら、関係各課と連携し庁舎機能の維持・確保策について検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【企画課】</p> <p>令和3年度に庁舎議会棟の屋上防水改修を実施するなど、災害時においても庁舎機能を発揮できるよう改修・修繕を行っている。また、台風16号による漏水被害箇所については、迅速に修繕し対応済みである。長期計画における計画ではないが、今後も経理課と連携し、経常経費において着実に改修・修繕の検討を行っていく。</p> <p style="text-align: right;">【営繕課】</p>
意見29	<p><b>○本庁舎・防災センターの高潮時の計画（P52）</b>                      本庁舎の2階の床面の高さはAP+3.5m(APとは荒川ポイントのことである。荒川は海拔より1.1m高くなる)である。また、防災センターの2階の床面の高さはAP+4mである。一方、江東区が公表しているハザードマップによると、高潮の場合5m以上であり、荒川決壊の場合は3mから5mであり、2階の床面が浸水する危険性は高いと考えられる。仮に2階の床面が浸水したとすると、1階や地階が浸水することはもちろんである。1階が防水であったとしても2階から階段等をつたって浸水する危険性があると考えられる。浸水した場合、電源等が止まることはもちろん、ネットワーク系統にも被害を及ぼすことは避けられない。高潮や荒川決壊により2階の床面が浸水した際の対応や、防止策を早急に立案するべきである。</p>	<p>非常用発電機については、庁舎及び防災センターの地下に設置している。このうち、庁舎の非常用発電機については、令和3年度に1階部分に防潮板を設置し、1階からの浸水対策を講じたところである。                      また、庁舎2階部分は地上から3.5m程度に位置しているが、洪水時には3～5mの浸水想定があり、水害規模によっては2階が浸水する場合がある。その場合には、2階にある非常用発電機のある地階の出入口から浸水することが見込まれる。                      災害時の電源確保については、事業継続計画（震災編）においても課題として記載しているとおおり、水害時も含めた停電時等の電源確保について引き続き検討を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見30	<p><b>○防災計画立案の必要性（P52）</b>                      高潮や河川氾濫時の防災計画が現在は存在しない。ハザードマップはあるものの防災計画がない状態では、仮に高潮や河川氾濫が生じた際に対応が後手にまわる可能性もある。早急に高潮、河川氾濫時の防災計画を作成するべきである。</p>	<p>水害に関する事業継続計画については、現在、震災編の計画に準じて運用している。しかし、水害時における避難所避難の考え方など、震災とは異なる運用が必要となるため、避難所運営などについて、震災とは違う水害対策の運用について、毎年度行っている江東区事業継続計画の進行管理の中で取り組んでいる。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見31	<p><b>○江東区事業継続計画に高潮や河川氾濫を付け加えるべきである（P52）</b>                      上記＜意見事項 29＞本庁舎・防災センターの高潮時の計画にて述べたように、本庁ならびに防災センターが仮に浸水した場合、本庁舎ならびに防災センターとも機能を著しく損ねることとなる。本庁舎と防災センターに関し、事業継続計画に高潮や河川氾濫を加えるべきである。</p>	<p>水害に関する事業継続計画については、現在、震災編の計画に準じて運用している。しかし、水害時における避難所避難の考え方など、震災とは異なる運用が必要となるため、避難所運営などについて、震災とは違う水害対策の運用について、毎年度行っている江東区事業継続計画の進行管理の中で取り組んでいる。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
意見32	<p><b>○本庁舎建設のあり方検討および基本構想策定の迅速化（P52）</b>                      本庁舎の大規模改修等が進まない要因の一つに本庁舎建替計画が明確に定まっていなかったことがあげられる。現本庁舎の改修にどの程度の費用、時間のコストを投じるかの判断は新庁舎建設計画・全体スケジュールに大きく依拠するため、新庁舎建築計画が先送りされることによる各所管課及び利用者への影響と負担は無視できない。                      庁舎の老朽化は江東区だけではなく他の自治体においても大きな課題であり、多くの区で新庁舎建築を検討する時期が重なっている。多額な建設費が見込まれるが、近年は事業スキームも多様化しており、豊島区や渋谷区等、参考にできる先行事例もあることから、様々な選択肢を視野に入れながら計画策定の迅速化を検討されたい。</p>	<p>現在の想定スケジュールにおける竣工時期は、長期計画に掲げる目標年次（築60年から65年を目安）と合致している。豊島区や渋谷区、世田谷区など他自治体の事例も参考としながら、引き続き新庁舎建設に向けた準備を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【企画課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見33	<p><b>○事務所1階工作室・資材倉庫と事務所2階の余剰スペース（P57）</b>                      事務所1階の工作室及び資材倉庫と事務所2階は、主に6名の直営作業班が作業場や詰め所として利用している。過去に直営作業班は、50名から60名程度の人員数であり、当時の人員規模のスペースがそのまま残っている状況である。                      事務所2階の階床面積は360㎡あり、作業員室、休憩室2部屋、ロッカー室、倉庫、浴室・シャワー室、待機室、更衣室、洗濯室、給湯室などの設備がある。また1階の直営作業班の作業資材置き場や作業場も、過去の直営作業班の人数が利用していた規模のスペースや資材が残っており、現状の人員規模ではかなりゆとりのある間取りと考えられる。                      現状の人員規模に応じたレイアウト変更や、余剰スペースの有効活用の検討が望まれる。</p>	<p>不用備品は毎年処分するなど資材整理を順次実施しています。今後は空いたスペースの有効活用について、レイアウト変更を含め検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見34	<p><b>○公園ごとの遊具および施設の一覧表の作成（P61）</b>                      直営作業班、職員および専門業者による点検作業の際には、公園等の竣工当初の施設平面図により公園内の遊具や施設の状態を把握し、点検している。                      施設平面図には、竣工後の遊具や施設の変更（新設、取替など）内容が反映されておらず、その公園にあるべき遊具や施設が、点検時にわからない状況である。                      点検漏れとなる遊具や施設を防ぎ、行政財産の維持管理を漏れなく行うため、管轄対象の公園等の遊具や施設の一覧表（公園単位で、遊具や施設の種類、数、金額、場所が把握できる一覧表。樹木も含む。）を作成し点検を行うことが望まれる。</p>	<p>点検については現地での確認のため図面との不整合はその都度反映させ点検している。しかし、公園ごとに樹木も含めた施設一覧表は未整備なため、今後適正管理が行えるよう作成していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見35	<p><b>○瑕疵ある遊具への対応期限の設定（P61）</b>                      詳細点検の評価で「総合評価D（以下、D判定）」や「総合評価Cでかつ、ハザード3（以下、C3判定）」になった遊具は、安全面から早急に修繕等の対応が必要である。                      現状では、対応期限のルールがなく、D判定は即時対応（撤去、修繕などが即時対応できない場合は使用禁止の対応）を開始し、C3判定は現場状況や予算などを考慮しつつ順次、対応している。                      令和3年9月に監査で、令和3年2月の点検結果に基づき、東陽公園と調練橋公園のD判定やC3判定の遊具の修繕状況を確認した。その結果、D判定の遊具は対応済みであったが、C3判定の遊具は未対応のものも散見された。                      ハザード3は「生命に危険があるか、重度の傷害あるいは恒久的な障害をもたらす状態」である。D判定やC3判定のものは、例えば3か月以内に修繕等の必要な対応を行うなど、対応期限をルールとして設けることが早急に必要となる。</p>	<p>判定別の対応期間を定め次回点検に反映させていく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見36	<p><b>○詳細点検結果への対応進捗状況の一元管理（P62）</b>                      詳細点検結果のうち、評価がDおよびC判定の遊具は、「CD判定一覧」にまとめられている。                      評価がDおよびC判定の遊具の修繕等の対応状況は、各公園担当が各自で把握しており、進捗状況が一元管理されていない。                      公園遊具の安全管理の観点から、対応漏れの無いように、進捗状況を一元管理すべきである。具体的には、所長や係長などの上長の管理の下で、各公園担当が「CD判定一覧」に進捗状況を記載し、一元管理する方法などが考えられる。</p>	<p>一元管理ができるよう進捗状況の管理表を作成した。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
指摘9	<p><b>○資産台帳の現物との整合（P65）</b>                      東陽公園では、資産台帳にある防球ネットの現物が無かったが、これは、資産台帳の削除漏れによるものであった。資産台帳から防球ネットを削除する必要がある。</p>	<p>ご指摘のとおり資産台帳の削除漏れによるものであり、今年度下半期分の公有財産異動増減報告により経理課へ台帳削除の手続きをする。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見37	<p><b>○河川公園課と施設保全課の情報連携（P65）</b>                      公園の遊具や施設について、資産台帳と現物資産が不一致となる原因の一つとして、河川公園課と施設保全課との情報連携の不備によるものと考えられる。                      資産台帳上、公園の遊具や施設の所属部課は、「土木部 河川公園課」のものが多く、その場合、河川公園課で設備の撤去等の後に財産の異動状況を報告する。                      ここで、公園施設の点検は、「土木部の施設保全課」が実施しており、施設保全課の設備点検の結果に基づき、撤去処理等が行われることもある。                      よって所管部課間の情報連携が行われないと、公有財産の異動状況に関する公有財産現在高報告書の提出に漏れが生じてしまう。                      施設保全課で、点検の結果などにより公園の遊具や施設などの財産に異動が生じた場合には、河川公園課にも情報連携すべきである。</p>	<p>現在も経理課への公有財産異動増減報告時には情報連携しているが、更に密接に連携していく。今後、情報連携のルール（時期・方法等）を相談していく。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p> <p>公有財産異動増減報告時には情報連携し該当施設については報告を行っている。今後、更に密接に連携していく体制を河川公園課と調整し資産台帳の不一致防止を図る。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見38	<p><b>○遊具や施設の一覧表に基づく定期的な情報連携の実施（P65）</b>                      財産異動時の情報連携に漏れないように、管轄対象となる公園等で保有している遊具や施設の一覧表を作成し、公園の遊具や施設を異動した課が一覧表を更新する。その上で、河川公園課と施設保全課間で、一定の頻度（Ex.月次、3か月毎）で情報連携の場を設け、公園の遊具や施設の現状の共有を図ることが望まれる。</p>	<p>意見34による一覧表作成のうえ、河川公園課と情報共有が図れるよう調整していく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見39	<p><b>○資産台帳と現物の紐付け管理（P66）</b>                      現物確認を行った際に、資産台帳に資産の所在場所がないため、現物と台帳の紐付けが困難なものがあつた。                      財産管理の観点から、台帳と現物の紐付けを行うべきである。具体的には台帳の財産毎にナンバーリングを行い、財産現物にもそのナンバーを付したシールを添付するなどが紐付け管理を行う上での一つの方法と考えられる。</p>	<p>適正な財産管理の為に、資産台帳と現物の紐付けの必要性は認識しているが、樹木等、現物にシールを添付することが困難な資産もあり、紐付け方法の検討を要する。かつ公園遊具等の維持管理は施設保全課（水辺と緑の事務所）で実施していることから、一層連携が必要となる。                      今後、これらの課題等の解消に向け、施設保全課（水辺と緑の事務所）と協議・検討をしていく。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>
意見40	<p><b>○財産他の棚卸の実施（P66）</b>                      東陽公園で、資産台帳と現物との不一致があつたように、他の公園でも資産台帳と現物との不一致があるものと想定される。台帳と現物との不一致や、台帳と現物の紐付けを網羅的に行うために、江東区が所管するすべての公園について、財産棚卸を行い、どこにどの財産がいくつあるかを把握した上で、台帳と現物を整合させるべきである。                      財産棚卸は、1回実施すればよいものではなく、定期的（年に1度など）に実施すべきである。その結果を公有財産現在高報告に反映させることで、台帳と現物との整合性を継続的に図っていくことが可能となる。早急な実施が求められる。</p>	<p>意見34による一覧表作成時に財産台帳登録施設もあわせ確認を行っていく。また定期的な連携についても河川公園課と調整を図り財産台帳の整合性を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見41	<p><b>○財産台帳の記載単位（P66）</b>                      東陽公園では、庭園灯が6個あつたが、資産台帳では1個で登録されていた。これは、過去の登録時に、数か所を1式で登録したことが原因であつた。（現在は、1か所50万円以上を基準に登録）                      総務部が各部課に通知している「公有財産現在高報告書の提出について（依頼）」では、工作物の記載単位は、『新設で一点（式）50万円以上のも』という記載がある。この記載単位の理解が異なるように、具体的に記載すべきである。                      ここで、総務省の「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」のV 固定資産台帳の記載単位の1 総則では、記載単位について以下の記述がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定資産台帳の記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること ②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当である。（32項）</li> <li>・ 資産として記載する「1単位」の区分は、①により、固定資産の現物が確認でき、対応する価額を特定できることが必要になり、かつ、②により、例えば耐用年数が異なるなど償却資産の単位に区分することが必要となる。（33項）</li> <li>・ 資産の「1単位」を区分した上で、統一的な基準では、具体的に固定資産台帳に記載すべき資産単位は、棟、個、台、筆、㎡、m等を基本とする。（34項）</li> <li>・ 事業用資産の工作物（門、柵、塀等）については、それぞれの工作物ごとの個別単位の管理を原則とする。（37項）</li> </ul> <p>「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」を参考にし、記載単位は、①現物確認でき、対応する価額が特定できる個別の資産単位であること、また②耐用年数が異なるなど、償却資産の単位毎に区分すること、などの要素を各部への通達に反映させることも有用と考えられる。</p>	<p>意見14、意見19と同様に財産台帳の整備にあたり、単位等記載方法については誤認のないよう改めていく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要												
意見42	<p><b>○資材置場の管轄部署について（P67）</b>                      財産台帳上に資材置場として登録されている土地は下記の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="371 252 1000 451"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>地番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩浜一丁目資材置場</td> <td>塩浜1丁目10-56</td> </tr> <tr> <td>潮見二丁目資材置場</td> <td>潮見2丁目2-106</td> </tr> <tr> <td>災害時応急対策用資機材置場</td> <td>大島8丁目661-13</td> </tr> <tr> <td>中の堀材料置場</td> <td>佐賀2丁目25、25-1・7</td> </tr> <tr> <td>矢竹堀資材置場</td> <td>木場6丁目9-18</td> </tr> </tbody> </table> <p>現在土木施設の維持管理部門として、施設保全課が資材置場の実利用者となっているが、用地は管理課や河川公園課が所管となっている。利用者と管理所管が分かれていると、利用実態の把握や統合的な管理が手薄になると思われる。実利用者と管理者は同一の所管課にするべきである。</p>	名称	地番	塩浜一丁目資材置場	塩浜1丁目10-56	潮見二丁目資材置場	潮見2丁目2-106	災害時応急対策用資機材置場	大島8丁目661-13	中の堀材料置場	佐賀2丁目25、25-1・7	矢竹堀資材置場	木場6丁目9-18	<p>災害時対策用資機材置場は、東京消防庁城東消防署に行政財産使用許可を行い、地域のために活用している。他所については、設立過程から、管理所管が分かれている状態となっている。管理の現状として、利用者と管理所管は、利用状況や不具合などの情報共有を図っており、適切な管理ができていると認識しているが、分かりやすさや緊急対応時の迅速性などの観点から、利用者と管理者を同一にすることを含めて、効果的な体制について検討を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【管理課】</p>
名称	地番													
塩浜一丁目資材置場	塩浜1丁目10-56													
潮見二丁目資材置場	潮見2丁目2-106													
災害時応急対策用資機材置場	大島8丁目661-13													
中の堀材料置場	佐賀2丁目25、25-1・7													
矢竹堀資材置場	木場6丁目9-18													
意見43	<p><b>○資材置場の有効活用について（P67）</b>                      &lt;意見事項 42&gt;資材置場の管轄部署のように現在資材置場は数カ所に分散している。資材置場の他に、水辺と緑の事務所の隣接地も現在資材置場として利用されている。数カ所に分散させるのではなくある程度集約することにより、土地の有効活用を検討いただきたい。</p>	<p>資材置場については、補修などの対応が必要になった際に即時対応を行うために、地域の中で複数個所に分散させているという側面もある。また、災害発生時を考慮し、分散配置しておくことがリスク回避につながることも想定される。一方で、区有地の有効活用という観点からは、集約したほうが効率的との考え方もあることから、ストックすべき資材の量や用地の面積、防災面の配慮も視野に入れながら検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【管理課】</p>												
意見44	<p><b>○佐賀二丁目の土地の有効活用について（P67）</b>                      佐賀二丁目の土地について、区によると、中の堀公園の一部として管理しているとのことであった。しかし、当該土地を実査したところ、公園としては使用されておらず、災害協力隊の防災資機材格納庫が設置されている隣接土地への入り口としての機能しか有していないと思われる。当該土地について、今一度有効活用策についてご検討いただきたい。</p>	<p>大規模改修時に高低差を改良（利用）したレイアウトで一体的な公園整備を目指す。</p> <p style="text-align: right;">【河川公園課】</p>												
意見45	<p><b>○白河こどもとしゃかん移転後の図書館機能の継続について（P71）</b>                      子育て世代に向けたサービスの提供や、こども読書活動推進計画の着実な実施など、こども達の読書環境の充実を図る上で、図書館は欠かせない施設である。白河こどもとしゃかんについては、予約図書を受取、返却もっており、こどもだけでなく大人の利用もある。今回の包括外部監査で元加賀小学校を視察して、児童数の増加により白河こどもとしゃかんのスペースを小学校へ転用するのはやむを得ない状況であることを確認している。また、図書館機能は廃止されるわけではなく、新しい児童向け複合施設である江東区こどもプラザへ移転するものである。平成30年度に設置したご意見箱には、こどもとしゃかん移転後も図書館機能を継続してほしいとの地域住民の意見が寄せられていた。区としては、近隣に図書館機能を移転する適地はなく、その時点では困難との回答をしている。今回の監査で元加賀小学校に往査した際、学校関係者からも近隣住民から白河こどもとしゃかんの存続を望む声もあるとの説明を受けた。公共施設の複合化を進める上で、既存施設の廃止に対する近隣住民の理解を得ることは非常に重要である。白河こどもとしゃかん跡地に枝川図書サービスコーナーのような窓口だけでも継続する、ブックポストを設置するなどの方法を検討することが望まれる。</p>	<p>同地域については、半径1キロ圏内に深川図書館やこどもプラザ図書館（R4.5開設）が設置されており、区全体の図書館の配置状況の中で効率的な施設配置が求められる。なお、跡地へのサービスコーナーやブックポストの設置については、スペースやセキュリティ上の課題から現実的に困難である。</p> <p style="text-align: right;">【江東図書館】</p>												
意見46	<p><b>○定期的に資産の棚卸を実施すべきである（P73）</b>                      現状の学校施設に関する資産台帳は、各学校施設の資産状態を正しく表しているとはいえない。区の財政状態を正しく把握するためには、正確な区有財産に関する情報が不可欠である。区有財産の総延床面積で半分以上を占める学校施設においては、正しい資産台帳の整備がより重要となる。そのためには、定期的に学校施設の現物調査を実施し、資産台帳と現物の状況とを一致させる必要がある。この点、総務省より「資産評価及び固定資産台帳の整備の手引き」に資産の棚卸についての記述があるため、参考にされたい。</p>	<p>今回の結果を踏まえ、棚卸は必要不可欠であるとの認識である。意見に記載されている手引き等を参考に棚卸方法を確立し、今後、計画的に棚卸を実施することとしたい。</p> <p style="text-align: right;">【学校施設課】</p>												
指摘10	<p><b>○財産台帳と現物の不一致（P74）</b>                      元加賀小学校、第二亀戸小学校、豊洲西小学校、深川第四中学校、第二砂町中学校において現物と資産台帳を照合した結果、一致していないものが散見された。現物がないものは台帳から削除し、台帳に記載のない現物は財産台帳に記載すべきかどうか速やかに確認のうえ、記載の必要があれば速やかに記載すべきである。</p>	<p>財産台帳の不一致に該当する学校については、状況を確認することとし、資産台帳の修正手続きを進める。</p> <p style="text-align: right;">【学校施設課】</p>												

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要																																																																								
意見47	<p><b>○学校施設の太陽光発電設備導入に関する施設効果検討の必要性（P75）</b>                  現在、区内の小中学校での太陽光発電設備の導入は、校舎の新築・改築のタイミングに合わせて行われ、以下の11校で稼働中である。</p> <p>【令和2年度】</p> <table border="1" data-bbox="427 275 1205 667"> <thead> <tr> <th>導入年度</th> <th>施設名<sup>1</sup></th> <th>出力</th> <th>発電量</th> <th>CO<sub>2</sub>削減効果</th> <th>測定器故障による計測不能期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>深川第三中学校</td> <td>27.5 kW</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>令和元年5月～令和3年3月</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>大島南央小学校</td> <td>20.0 kW</td> <td>20,786 kWh</td> <td>873 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>第五砂町小学校</td> <td>20.0 kW</td> <td>22,687 kWh</td> <td>953 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>令和2年8月・10月</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>有明小・中学校</td> <td>3.7 kW</td> <td>3,572 kWh</td> <td>150 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>東川小学校</td> <td>10.0 kW</td> <td>8,029 kWh</td> <td>337 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>令和2年11月～令和3年3月</td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>第二亀戸中学校</td> <td>10.0 kW</td> <td>11,913 kWh</td> <td>500 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>令和2年12月</td> </tr> <tr> <td>H26</td> <td>豊洲西小学校</td> <td>10.0 kW</td> <td>12,483 kWh</td> <td>524 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H27</td> <td>第二亀戸小学校</td> <td>10.0 kW</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>令和元年10月～令和3年3月</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>有明西学園</td> <td>10.0 kW</td> <td>12,493 kWh</td> <td>525 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>第五大島小学校</td> <td>10.0 kW</td> <td>8,532 kWh</td> <td>358 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>香取小学校</td> <td>6.1 kW</td> <td>7,158 kWh</td> <td>300 kg-CO<sub>2</sub></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 CO<sub>2</sub>削減効果につき、東京エコーサービス㈱の令和元年度実績 調整後排出係数 [0.042kg-CO<sub>2</sub>/kWh]より試算。                  （学校施設課提出資料より）</p> <p>費用対効果の分析について学校施設課へ質問したところ、学校施設への太陽光発電設備の導入は環境教育の教材としての活用を目的としているため、現状では費用対効果、環境負荷軽減効果（CO<sub>2</sub>削減効果等）の分析はしていないとの回答を得た。                  過去の包括外部監査における措置状況が実施されていない状況であるため、費用対効果、環境負荷軽減効果の分析については、再度検討されたい。                  今回の包括外部監査の視察で、第二亀戸小学校、有明西学園、豊洲西小学校の太陽光発電設備の設置状況とともに、校内に発電量などを表示するモニター画面が設置しており、子供たちが日常的に太陽光発電の仕組みに触れられるようになっていることを確認した。学校施設への太陽光発電設備の導入は、子供たちだけではなく地域の住民や企業が省エネルギーの仕組みや効果について考える機会を与えるものでもある。                  一方、学校施設の太陽光発電設備も区民の公有財産であることを考えると、経済的合理性の観点から、設備導入の必要性について考慮する必要がある。つまり、費用対効果の分析や電力料削減効果の分析等も併せて実施してそれを開示することも必要であると考え。                  太陽光発電設備の設置については、経済的合理性の観点も考慮して、必要な規模の設備の導入を検討していくことが望まれる。</p>	導入年度	施設名 <sup>1</sup>	出力	発電量	CO <sub>2</sub> 削減効果	測定器故障による計測不能期間	H19	深川第三中学校	27.5 kW	-	-	令和元年5月～令和3年3月	H20	大島南央小学校	20.0 kW	20,786 kWh	873 kg-CO <sub>2</sub>	-	H21	第五砂町小学校	20.0 kW	22,687 kWh	953 kg-CO <sub>2</sub>	令和2年8月・10月	H22	有明小・中学校	3.7 kW	3,572 kWh	150 kg-CO <sub>2</sub>	-	H23	東川小学校	10.0 kW	8,029 kWh	337 kg-CO <sub>2</sub>	令和2年11月～令和3年3月	H25	第二亀戸中学校	10.0 kW	11,913 kWh	500 kg-CO <sub>2</sub>	令和2年12月	H26	豊洲西小学校	10.0 kW	12,483 kWh	524 kg-CO <sub>2</sub>	-	H27	第二亀戸小学校	10.0 kW	-	-	令和元年10月～令和3年3月	H29	有明西学園	10.0 kW	12,493 kWh	525 kg-CO <sub>2</sub>	-	H30	第五大島小学校	10.0 kW	8,532 kWh	358 kg-CO <sub>2</sub>	-	R元	香取小学校	6.1 kW	7,158 kWh	300 kg-CO <sub>2</sub>	-	<p>太陽光発電設備の費用対効果について、現在学校施設の屋上に設置できる規模の太陽光パネルで設置費用のみを電気使用料で相殺する年数は、50年を超えるとの試算であった。また、学校施設で使用する全ての電力を太陽光発電の電力で賄うことを想定すると、現在の太陽光パネルと比較し、約20倍の設置面積が必要となるが、プール、ヘリサインといった機能配置の他、屋上緑化や空調室外機置場などの必要面積を考慮すると、これまで以上のパネル設置面積を確保することは困難な状況である。                  環境負荷軽減効果については、意見にある学校施設課提出資料の表のとおり、「江東区の環境白書」に掲載し公表しているところである。                  太陽光発電設備の導入については、江東区長期計画の施策2「地球温暖化対策と環境保全」の事業名「再生可能エネルギー等の活用」で、設備を周知・啓発し区民の意識醸成を図ることを取組方針とし、可能な限り設置することが定められている。                  太陽光発電設備設置の経済的、環境的合理性から必要規模を検討することは、学校の限られたスペースを活用している現状において、妥当とは考えていない。今後も環境教育の一環として、長期計画の趣旨に沿って太陽光発電設備を導入していく。</p>
導入年度	施設名 <sup>1</sup>	出力	発電量	CO <sub>2</sub> 削減効果	測定器故障による計測不能期間																																																																					
H19	深川第三中学校	27.5 kW	-	-	令和元年5月～令和3年3月																																																																					
H20	大島南央小学校	20.0 kW	20,786 kWh	873 kg-CO <sub>2</sub>	-																																																																					
H21	第五砂町小学校	20.0 kW	22,687 kWh	953 kg-CO <sub>2</sub>	令和2年8月・10月																																																																					
H22	有明小・中学校	3.7 kW	3,572 kWh	150 kg-CO <sub>2</sub>	-																																																																					
H23	東川小学校	10.0 kW	8,029 kWh	337 kg-CO <sub>2</sub>	令和2年11月～令和3年3月																																																																					
H25	第二亀戸中学校	10.0 kW	11,913 kWh	500 kg-CO <sub>2</sub>	令和2年12月																																																																					
H26	豊洲西小学校	10.0 kW	12,483 kWh	524 kg-CO <sub>2</sub>	-																																																																					
H27	第二亀戸小学校	10.0 kW	-	-	令和元年10月～令和3年3月																																																																					
H29	有明西学園	10.0 kW	12,493 kWh	525 kg-CO <sub>2</sub>	-																																																																					
H30	第五大島小学校	10.0 kW	8,532 kWh	358 kg-CO <sub>2</sub>	-																																																																					
R元	香取小学校	6.1 kW	7,158 kWh	300 kg-CO <sub>2</sub>	-																																																																					
指摘11	<p><b>○「江東区財産台帳登録の手引」にしたがって区有財産の登録手続きを実施すべき（P78）</b>                  有明西学園の資産台帳には、土地と建物だけが計上されており、門扉やフェンスなどの工作物や、樹木の資産台帳への登録が全て漏れていた。                  「江東区財産台帳登録の手引」によると、樹木は3万円以上、工作物は50万円以上を資産台帳に計上することとなっている。手順にしたがった手続きの徹底が必要である。</p>	<p>現在、内訳から工作物、樹木を拾う作業を進めており、できる限り速やかに資産台帳に計上するよう努める。</p>																																																																								
意見48	<p><b>○資産台帳と現物との照合を円滑に実施するための工夫が必要である（P80）</b>                  資産の棚卸（現物調査）を円滑に実施するためには、台帳に記載する財産名称等は、記載対象財産の現物が特定できるような表現で記載することが必要である。                  特に樹木など目視で個体の判別が困難な資産については、施設地図を資産台帳の添付資料にするなどして、実査時に対象資産を明確化しやすいよう工夫することが望まれる。</p>	<p>平面図等に資産台帳に記載されている財産を落とし込み、現地で資産をすぐに把握できるようにする。落とし込み作業は棚卸を実施するときに併せて行い、成果物は資産台帳と一緒に管理する。</p>																																																																								

【学校施設課】

【学校施設課】

【学校施設課】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見49	<p><b>○図書室の面積について（P82）</b>                      第二砂町中学校は、図書室の面積が約64㎡と広くないため、多くの生徒が一度に利用することが出来ないなど、不便な点がみられる。日本図書館協会が制定した「学校図書館施設設備基準」には、学校図書室の面積について下記のように定めている。</p> <p>最低限、下記の面積を有すること。                      校種 必要面積(司書室その他を含む)                      小学校 3教室分以上                      中学校 4教室分以上                      高校 5教室分以上                      義務教育学校、中等教育学校 6教室分以上</p> <p>また、全国学校図書館協議会が制定した「学校図書館施設基準」には、下記のような記載がある。</p> <p>学校図書館の面積は、小学校6学級、中学校3学級、高等学校3学級の規模の学校で、同時に2学級が利用できる広さとする。また、小学校13学級以上の場合は2.5学級が同時に、中学校19学級以上の場合は3.5学級、高等学校22学級以上の場合は3.5学級が同時に利用できる広さとする。</p> <p>第二砂町中学校の図書室の面積はおおよそ普通教室1室分であり、上記の基準に照らすと必要十分な面積を確保しているとはいえず、本来の図書室の機能を十分に発揮することが難しいと考えられる。                      増築などによる対応が難しい状況下では、一人一台タブレットを使用するようになり今後利用されなくなるの見込まれるコンピュータ室を図書室に転用する、地域の図書館を学校図書室と共用するなどの工夫が必要である。</p>	<p>文部科学省が策定した「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」には、図書室に広さについて以下のとおり定めている。</p> <p>第3章 平面計画                      8 図書室                      (1) 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう普通教室等からの利用のしやすさを考慮しつつ、児童（生徒）の活動範囲の中心的位置に計画することが重要である。</p> <p>第4章 各室計画                      15 図書室                      (1) 多様な学習活動に対応することができるよう面積、形状等を計画することが重要である。                      (2) 1学級相当以上の机及び椅子を配置し、かつ、児童（生徒）数等に応じた図書室用の家具等を利用しやすいよう配列することのできる面積、形状等とすることが重要である。                      (4) 学校司書、司書教諭、図書委員等が図書その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保することが望ましい。                      (5) 資料の展示、掲示等のための設備を設けることのできる空間を確保することも有効である。</p> <p>江東区の小中学校の図書室は、概ね1.5～2教室分の広さを確保しており、指針を準拠するよう極力努めている。</p> <p>意見のあった第二砂町中学校については、平成26年度までは2教室分の図書室があったが、収容対策で普通教室を増やす必要があり、図書室を1教室分に減らした経緯がある。                      今後、学級数が減るなど転用できる教室が生じた場合は、図書室の拡張を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【学校施設課】</p>
指摘12	<p><b>○備蓄倉庫について（P83）</b>                      第二砂町中学校には学校用と区民用の備蓄倉庫があるが、学校用・区民用共に1階にあるとの説明を受けた。                      江東区では、備蓄倉庫は災害時に避難所となる施設のうち全ての区立小・中学校等86箇所を設置されており、クラッカー・アルファ化米等の食料品や毛布・仮設トイレ等の生活必需品が備蓄されている。                      約半分が海拔ゼロメートル地帯の江東区において、備蓄倉庫・防災倉庫が1階にあると水害時等に備蓄品が浸水する恐れがあり問題である。浸水リスクの高いエリアにある全ての備蓄倉庫・防災倉庫を早急に上層階へ移設することが望まれる。</p>	<p>江東区の小中学校を増改築、大規模改修するときは、備蓄倉庫を2階以上に設置している。また、学校運営上支障がない範囲で極力備蓄倉庫を2階以上に設置するよう努めている。</p> <p>指摘のあった第二砂町中学校については、主たる避難所となる屋内運動場が平家（1階）であることから、備蓄倉庫のみを上階に設けていない。                      今後、区の防災計画に位置づけられた場合や改築、大規模改修が実施される場合には、上階への設置を検討する。</p> <p style="text-align: right;">【学校施設課】</p> <p>浸水リスクを避け、上層階に物資を備蓄する必要性を認識しているものの、学校におけるスペースが確保できないため、やむを得ず1階に倉庫を設置した。今後、上層階スペースが確保できた際や学校改修・改築等によりスペースを確保できたタイミングで上層階への移設を進めていく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘13	<p><b>○施設躯体（外壁等）に関する点検業務について（P88）</b>                      同施設の運営をする指定管理者との間で区が締結している施設管理委託契約書には、委託業務内容として、以下の4つが記載されている。                      (1)設備運転保守管理業務                      (2)警備保安業務                      (3)清掃業務                      (4)害虫駆除及び植栽管理</p> <p>上記には、施設躯体の外観点検などは含まれていない。また下掲は同施設の設備管理者が定期的実施する自主点検表である(これは上記施設管理委託契約書によって規定されたものではない)</p>  <p>この中には、建物構造のチェックも含まれているものの、同施設の設備管理者はこの自主点検表による点検は年2回行っているに過ぎない。法定の特殊建築物定期調査も3年に一度となっているため、江東区が定める施設の保全ガイドに規定する月に1度程度の外壁点検を実施する体制について、検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【長寿応援課】</p>	<p>施設外壁等の目視点検は、これまで指定管理者が随時行っていたが、区保全ガイドブックに則り、所管課と指定管理者で協議のうえ、毎月1回の目視点検を実施することとした。すでに例月業務として点検を実施している。</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘14	<p><b>○施設内部の水漏れに関する不具合情報について（P89）</b>                      施設視察を行ったところ、いくつかの水漏れ対応を行っている箇所を確認したため、質問を実施した。下掲の3枚の画像は、同施設の設備管理者が日常点検で、発見した水漏れへの対処である。6Fの上には、7Fのプールがあり、そのあふれ出た水が建物内部に侵入、下の階に漏出したと判断している。この水漏れの応急措置として、ペットボトルやバケツを配置して水を貯めているとのことであった。これらの箇所の水漏れについて、区への報告がなされたか質問したが、行っていないとの回答であった。区が管理責任を負う施設そのものに関しては、異常が見つかった場合は速やかに報告をする体制を指定管理者に構築してもらう必要がある。</p>	<p>設備の故障等については、指定管理者から故障等の発見時に随時報告を受けているが、所管課への速やかな報告を改めて申し伝えた。異常が見つかった場合は、利用者等の安全確保、写真等で現状の記録、区へ報告と連絡手順を再度確認した。                      なお、指摘の6階水漏れは現在、止まっていることを確認した。平成23年度当時の応急措置をそのまま残しているものであった。その後の、毎年9月の定期点検でも異常は報告されていない。</p> <p style="text-align: right;">【長寿応援課】</p>
意見50	<p><b>○施設の運営面を意識した施設設計（P90）</b>                      8Fの電気室内部には変圧設備が設置されており、室温は常に高くなっている。この電気室にはファンは備え付けられているものの空調設備がないため、入り口のドアは開放状態にある。この階は屋上部であり利用者が立ち入る場所ではないが、このような形の電気室の温度調節の運用を想定していたのか、施設設計の際に十分に留意される必要がある。                      また、下記の画像は1Fの機械室内部が従業員のロッカースペースや自転車置き場、文房具などの倉庫代わりとなっているところを写したものである。運営会社側の工夫不足や整理整頓が不十分なども理由としてはあり得ると考えられるが、施設設計においては、運営を意識したスペースの確保も一定程度必要と考えられる。</p>	<p>次期の施設改修で、所管課の意見として設計者に伝えたい。</p> <p style="text-align: right;">【長寿応援課】</p>
意見51	<p><b>○予防保全の視点に立った維持管理の必要性（P92）</b>                      6Fにおいてプールのあふれ水を処理するパイプのバルブで弁が突如破損したため、そこから排水がもれる事案が本年9月に発生した。定期点検ではとくに異常がなかったとのことであるが、開業して10年が経っており、予防的な観点に立った臨時点検、改修を行う必要がないか、設備の特性も踏まえた上で、検討する必要がある。</p>	<p>日常点検や定期点検の結果に基づき、適宜修繕を行っていることから、現時点では改修計画の予定はないが、点検結果や劣化状況、使用頻度等の状況に応じて、予防保全を含めた改修の時期や規模について検討を行う。</p> <p style="text-align: right;">【長寿応援課】</p>
指摘15	<p><b>○施設の不具合情報の集約について（P96）</b>                      視察を行い、以下の2カ所の不具合に関する対応を確認した。                      (1) 4Fの福祉センター倉庫における外壁部分の雨漏り                      (2) 屋上塔屋の外壁部分の一部剥離                      2件とも施設の所管課である長寿応援課より、総務部営繕課に対して相談を行い、営繕課が現地を確認を行っている。                      (1)については、足場の設置を伴う全面的な外壁・防水改修工事を行う必要があり、部分的な小破修理や修繕では抜本的な解決にはならない(これまで何度か対応を行ったものの、雨漏りは解消せず)と、営繕課は所管課に口頭で回答している。これを受けて、所管課は、大規模改修工事(R09)までは抜本的対応はしないと判断している。                      (2)については、塔屋部分において軽微なクラックとして確認したが、現時点で通路等への落下の危険性は低いと判断した。今後の日常点検等において、同様の剥離・落下が起きた際には、改めて営繕課に連絡するよう所管課に口頭依頼している。                      2件については、所管課と営繕課では上記のやりとりを行っているが、この不具合情報については、営繕課では営繕業務を行うための営繕支援システムに登録していない。                      建物の修繕にかかる情報については、発生部署として所管課が認識するものの、区が管理する施設全体(教育委員会事務局の学校等を除く)の修繕、改修に繋がる情報は営繕課が一元化して管理、活用することが望ましい。</p>	<p>特定の条件が重なった場合(強い北風、強雨)に雨漏りが生じると聞いている。雨漏りが生じているため、すぐに対応することが望ましいが、部分的な小破修理や修繕では抜本的な解決には至らない可能性が高い。抜本的な解決には、足場の設置を伴う全面的な外壁・防水改修工事を行う必要であると考えている。                      日常点検における不具合情報、所管課が行っている小破修理や修繕の情報までは、営繕支援システムの工事履歴に登録する必要はないと考えている。今後は、所管課とも連携し、継続的な不具合や工事で対応すべき内容に関して、予算要求前に実施している事前相談も含め、営繕課共有の専用サーバーにて、相談対応履歴などの一元管理を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">【営繕課】</p>
意見52	<p><b>○プール棟3階更衣室のバリアフリー化が望ましい（P100）</b>                      有明スポーツセンターは、広い駐車場、エレベーター設備、だれでもトイレ等が設置されている。ただし、プール棟には課題がある。                      プール棟には、障がい者用更衣室が4階にしか設置されていない。それによって、3階のトレーニングルームを利用する場合も、利用者はまず4階までエレベーターで上がり、更衣室で着替えた後に、また3階までエレベーターで降りなければならない。また、その障がい者用更衣室は決して広くない。健常者であれば、そこまでの負担はないかもしれないが、車椅子利用者の場合、非常に不便となることが想像できる。                      そこで、プール棟3階の更衣室が、障がい者用も利用できれば、いったん4階に行く煩わしさが無くなる。しかし、現状の3階更衣室は段差があり、他の設備もバリアフリー化がなされていない。よって、3階更衣室を改修し、障がい者、とくに車椅子利用者がスムーズに利用できるようにすることが望ましい。</p>	<p>現状は指摘された通り、3Fの車いす利用者が更衣する場合は4Fまで移動する必要があり、不便となっている(ただし、現状でトレーニング室を利用している車いす利用者については、更衣をせず利用しているため、このことに対する苦情等はきていない)。                      問題となっている3F更衣室は入口が狭く、段差解消のための外付けスロープ(プレート)等の設置も難しい状態となっている。                      根本問題は構造上の問題であり、改修工事に対応するほかないため、改修の際にバリアフリー化の視点を積極的に取り入れていく。なお、当面、車いす利用者が3F更衣室の利用を希望する場合には職員がサポートすることで対応していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【スポーツ振興課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見53	<p><b>○利用料金の見直しを図ることが望ましい（P101）</b>                      平成25年度の江東区包括外部監査にて、「有明スポーツセンターの今後について」という意見事項が提言されている。これは、有明スポーツセンターが有する区専有の延床面積が他のスポーツセンターの1.6倍～3倍近くあることから、莫大な運営コストに見合う料金収入が得られていない点に言及したものである。</p> <p>[監査の結果又は意見内容の概要]                      ・有明スポーツセンターの今後について(P53)                      「有明」は臨海地域の唯一の公共施設として、利用者にとっては有用な施設であることは間違いないであろうが、費用対効果を考えれば、このままの運営方法でいいとは言いがたい。莫大な運営コストに見合った利用者収入が得られていないのが実情である。区では、「有明」の目立つ建物の外観を広告利用することも考えているようではある。今後とも臨海地域の人口増加が続けば、ある程度の利用者増加は見込めるであろうが、コスト面における構造上の問題は解決しない。                      このまま継続して区が運営していかなければならないのか、現状のように他の5館と同じ利用料金設定でいいのか、都との負担割合に交渉の余地はないのか等、改善の余地がないか真剣な議論が望まれる。</p> <p>当該意見事項について、区では「平成25年度包括外部監査結果報告・措置概要」にて以下のように回答している。</p> <p>[事実・理由及び措置の概要]                      ・運営経費が高い要因として区専有床面積が他のスポーツ施設よりも大きいため清掃等の経費及び電気代がかかっていること。また、都との共用施設であることから分担金を負担していることにより事務費が多くなっていることは意見にもあるとおりである。                      利用料金の設定は区民全体の施設であることから料金改定時に他のスポーツ施設と同一の料金体系に設定したものである。仮に現有施設規模を維持したままでも他のスポーツ施設と同水準の費用対効果レベルにすることを前提に有明スポーツセンター独自の料金設定をするとした場合、だれが見ても理解できる他のスポーツ施設とは差異のあるサービスの提供をしていくことを検討する必要がある。                      ・都との負担割合の変更は困難と考えるが、全体的なコストダウンについては引き続き努めていく。</p> <p>今回の監査にて上記回答の対応状況を確認したが、利用料金の改定について検討がなされた明確な資料はなく、当然料金は変更がないままであった。コロナ禍になる前の推移をみても、毎年2億3千万円近くの支出超過であるから、このまま何の施策もないままでは区の財政に負担を残すばかりである。そのため、料金の改定は必要であると考えられる。料金改定による個人利用者の減少が懸念されるのであれば、団体利用の料金から改定をするのも一案である。                      有明地区は、オリンピック会場の新設と開催によって、東京都全体の中でもスポーツの街というイメージが非常に強く定着した。有明スポーツセンターはその象徴の一つとして継続した運営が求められる。そのためにも、収入の改善への取り組みとして、料金の改定を検討すると共に、利用者増加に向けた取り組みの検討を行っていただきたい。</p>	<p>運営経費が高くなる要因としては、本施設が東京都との共用施設であるため、義務的経費や固定費の負担が大きいか、2棟から構成されているなど他館に比べて専用面積が広い点などもあげられる。これらの要因や施設の構造上、今後大幅なコスト削減は難しいものの、絶えずコスト意識を持ち、可能な限りの経費削減に努めていく。</p> <p>また、収支改善には収入増が重要であり、特に自主事業については不採算事業の再構築や参加者増加に向けた取組などの収支改善策や、料金が高くても参加者が集まるような魅力ある事業展開を検討していく。                      利用料金収入の増加については、ランニングステーション事業等これまで以上に利用者を増やす取組を行っていく。</p> <p>なお、区施設の利用料金は4年ごとに使用料検討委員会において全施設を対象に検討しており、施設ごとの料金改定バランスを維持する観点から、全施設を「文化センター系」「スポーツ施設系」「区民館系」の3つのカテゴリーに分類し、そのカテゴリーごとにそれぞれ見直しを行っている。                      そのため、有明スポーツセンターの利用料金のみを改定することは難しい。単館ごとの使用料の見直しの可否は、有明スポーツセンターだけに止まらず、区施設全体に波及する問題であることから、区施設の使用料についての考え方全体の中で議論されるべきものと考えられる。</p>
意見54	<p><b>○施設の特徴を活かしたイベントを開催し、更なる利用者増加につなげる（P104）</b>                      深川江戸資料館は、展示室の観覧料やイベント等の開催から得る各事業収入が支出を大幅に下回っており、区の財政負担を軽減するためにも、利用者を増やすための取り組みが重要な課題である。                      深川江戸資料館のような文化施設の利用者を増やす取り組みとしては、施設の特徴を活かしたイベント等の企画を実施していくことが考えられる。イベントの参加には、入場料が必要であるからイベント参加者の増加は施設利用収入の増加に直結すると考えられる。                      深川江戸資料館が所在している清澄白河エリアは近年若い層の観光客が多い。これらのニーズを上手にくみ取ったイベントが企画できれば、駅から徒歩3分の好立地を活かし、利用者を増加させることは可能ではないだろうか。                      現在は、新型コロナウイルスの感染状況がいつ改善するのか不透明な状態ではあるが、「アフターコロナ」が訪れたときに、これまで以上のイベントが開催できるよう企画準備を行うことが望ましい。</p>	<p>コロナ感染拡大防止措置等の対応に関連して、展示室の休止や付随するイベントの中止、さらには訪日外国人の旅行者減少など、当館を取り巻く環境が悪化している。令和4年度より、観覧料についてクレジットカードや交通系ICカードなどキャッシュレスにも対応して利便性を高めるとともに、アフターコロナを意識し、観光関連事業等と連携するなど、利用者増に向けて邁進していきたい。</p>
意見55	<p><b>○資産の管理を適切に行うことが求められる（P104）</b>                      江東区物品管理規則に定められている通り、施設はその設備および備品を適切に管理しなければならない。すなわち、台帳に載っている資産に物品管理シールが貼られ、番号管理されていること、最低でも年に一度は棚卸を実施し、資産の有無や破損がないか等の状況を把握することであるとされる。                      深川江戸資料館の現地視察の際に、区の「資産台帳（一般会計）」に計上されている資産をランダムに抽出し、その管理状況を確認した。抽出した資産は、八幡門前絵図、コインロッカー、クロマツ、プロジェクター、掲示板・ケースである。                      上記資産は、備え置かれていることが確認できたものの、どの資産にも物品管理シールが貼られていなかった。担当者からは「博物館として、備品シールを貼ることが適切でない物もあるが、本来貼るべき物に対しても同じように扱ってしまった」との説明を受けたが、年に一度の棚卸を実施していれば、シールが貼られていない状態にも気が付くと思われる。                      今後は、物品管理シールの貼付け、棚卸の実施の徹底が求められる。</p>	<p>今年度、江東区文化コミュニティ財団において管理する全施設で備品の有無、保管場所、シールの貼付状況等について点検を実施している。今後も江東区物品管理規則に定められたとおり、定期的な点検を実施し、齟齬のない備品管理を徹底していきたい。</p>
意見56	<p><b>○道路事務所と水辺と緑の事務所の統廃合の検討（P107）</b>                      道路事務所は、江東区の長期計画（令和2年度→11年度）の中の施設整備・改修計画において、改修を計画している。これは、エレベーターの設置工事である。道路事務所の施設の老朽化が進んでいることや、打ち合わせなどで区民（高齢者等）が来所した際のバリアフリー対応に伴うものである。                      道路事務所は昭和40年に開設されているが、直営作業員も外部委託に徐々に切り替えが進んでいるなど、職員数は、近年減少傾向にある。そのため事務所2階の作業員の詰め所など利用者数が減少している箇所もある。                      区民来所に伴うバリアフリー対応のため、エレベーターの設置工事を計画すること自体は、有用であると考えられるものの、施設そのものの老朽化や職員等も含めた事務所の利用者数などを考慮し、同じ施設保全課の施設であり、職員等の数も減少傾向にある水辺と緑の事務所など他施設との統廃合も検討してもよいと考えられる。</p>	<p>直営作業員から民間作業委託に移行する予定があり、今後も民間作業員の詰め所として継続利用することや、また災害時のリスク管理として両事務所体制とすることで、どちらかを拠点として確保できるなど有用であるため、両事務所の統廃合は長期的課題として検討していく。</p>

【スポーツ振興課】

【文化観光課】

【文化観光課】

【施設保全課】

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
指摘16	<p><b>○財産台帳と現物との不一致（P108）</b>                      財産台帳と資産現物を照合した結果、一致していないものが散見された。                      樹木は、財産台帳にあるクロマツ2本（簿価398千円）の現物が無く、また財産台帳には無い、ヤマモモ1本、マテバシイ10本、桜2本などが敷地内にあった。                      また財産台帳にある道路事務所駐車場（簿価25,022千円）についても現物が確認できなかった。                      現物がないものは台帳から削除し、台帳に記載のない現物は財産台帳に記載すべきかどうか速やかに確認のうえ、記載の必要があれば速やかに記載するべきである。</p>	<p>資産現物の再調査を行い、財産台帳との齟齬がないよう修正する。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見57	<p><b>○財産台帳と現物との紐付け管理（P108）</b>                      現物確認を行った際に、財産台帳に資産の所在場所がないため、現物と台帳の紐づけが困難なものがあつた。                      財産管理の観点から、台帳と現物の紐づけを行うべきである。具体的には台帳の財産毎にナンバーリングを行い、財産現物にもそのナンバーを付したシールを添付するなど紐づけ管理を行う上での一つの方法と考えられる。</p>	<p>財産台帳に記載のある資産と現物が一致し、必要なときに確認できるようにする。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見58	<p><b>○財産棚卸しの実施（P108）</b>                      台帳と現物との不一致や、台帳と現物の紐づけを網羅的に行うために、財産棚卸を行い、どこにどの財産がいくつあるかを把握した上で、台帳と現物を整合させるべきである。                      財産棚卸は、1回実施すればよいものではなく、定期的（年に1度など）に実施すべきである。                      その結果を公有財産現在高報告に反映させることで、台帳と現物との整合性を継続的に図っていくことが可能となる。早急な実施が求められる。</p>	<p>財産台帳と紐づけした現物の照合確認を定期的に行う。</p> <p style="text-align: right;">【施設保全課】</p>
意見59	<p><b>○中古資産取得にかかる償却期間の設定について（P114）</b>                      現在江東区が保有する区営住宅は東京都より移管された施設である。各々の施設により差があるが、概ね建設から10年以上が経過した建物・設備が移管されている。これらの資産に対し、固定資産台帳では新築物件と同様の償却期間が設定されている。減価償却は資産の使用期間に渡って費用を配分し各年度の行政コスト計算を適正ならしめるものであるため、中古資産の取得時には当該資産の使用期間を考慮した上で償却期間を設定するべきである。                      なお、総務省が公表している「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」54項では下記の方法が示されている。</p> <p>①見積法による耐用年数                      当該資産を事業の用に供した時以降の使用可能期間として、資産の摩滅・摩耗の程度等から客観的かつ合理的に見積もられた年数</p> <p>②間便法による耐用年数                      見積法により耐用年数を見積もることが困難なものは、次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれに定める年数（その年数が2年未満の場合は2年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○法定耐用年数の全部を経過した資産                          法定耐用年数 × 20%</li> <li>○法定耐用年数の一部を経過した資産                          （法定耐用年数 - 経過年数） + 経過年数 × 20%</li> </ul> <p>ただし、当該資産について支出した資本的支出の金額が当該資産の取得価額の50%に相当する金額を超える場合は、②簡便法による耐用年数によることはできず、法定耐用年数によることとします。</p>	<p>ご指摘のとおり、中古資産であるにも関わらず、償却期間を新築物件として取り扱っている案件があつた。今後は、公有財産台帳を管理する経理課との連携を強化したうえでチェック体制を強化するとともに、施設所管課への周知を徹底し、固定資産台帳の精緻化に努める。</p> <p style="text-align: right;">【財政課】</p>
意見60	<p><b>○区営住宅の自治会の活動について（P115）</b>                      現地視察を行った塩浜一丁目住宅の敷地について雑草が放置されている状況が見受けられた。敷地内の管理については自治会に委ねられているものの、住民の高齢化が進み自治会の活動自体が活性化しない状況である旨、住宅課よりヒアリングしている。他の物件の状況も含め、長期的な視点での対応が必要である。</p>	<p>集合住宅の管理にあたっては、URや民間では管理会社等がおこない、その費用を共益費等により入居者が負担するのが一般的である。都営・区営住宅では共用部の光熱水費は、自治会費として徴収し、清掃等については、入居者が直接対応しているが、近年、入居者の高齢化等により清掃活動等に参加する者が減少し、活動に支障が生じている団地自治会がある。都営住宅では、一部J K K東京に自治会が委託することを始めており、区営住宅についても、自治会の動向を見ながら、委託事業の導入を研究する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【住宅課】</p>
意見61	<p><b>○東陽一丁目第二住宅の自転車置き場について（P115）</b>                      現地視察時に自転車置き場に置ききれない自転車を、1F階段部の郵便受け下に置いている状況が見受けられた。避難路を塞ぐような置き方ではないので問題は無いものと思料するが、明らかに自転車置き場が不足している状況にあるので対応を検討されたい。</p>	<p>駐輪場に隣接する南側空地を駐輪も可能なエリアとして使用することで、駐輪スペースの不足状況を改善する。なお、自治会を通じて入居者へ連絡済である。</p> <p style="text-align: right;">【住宅課】</p>
意見62	<p><b>○塩浜一丁目住宅の境界標の確認について（P115）</b>                      現地視察時に江東区が保有する敷地について境界確認を行ったが、1か所境界標を確認できていない。隣接マンションとの境界には既にフェンスが設置されていることから、特段緊急性は無いものと思料するが、江東区公有財産管理規則第16条において境界を明らかにしておくことを求められていることから、対応を検討されたい。</p>	<p>現地を改めて確認したところ、区営住宅への移管以前に東京都が設置した境界石を確認でき、境界を把握できた。</p> <p style="text-align: right;">【住宅課】</p>

番号	監査の結果又は意見内容の概要	事実・理由及び措置の概要
意見63	<p><b>○建替事業に係るコスト比較について（P115）</b>                      「江東区公営住宅等建替・集約事業計画」において建替事業と改善事業とのコスト比較を参考として提示している(P15)。これによるとイニシャルコストで建替事業の方が区の負担額が少なくなる試算結果となっている。この点、「江東区長期計画（後期）における施設整備・改修等の基本方針」においては、「整備・改修等に当たっては、企画、設計、工事、改修、修繕、維持管理、処分にかかるライフサイクルコストを十分に検討し、コストの削減等効率化に努めます」としていることから、計画の検討に当たっては、イニシャルコストの比較では不十分で、可能な限りライフサイクルコストを把握したうえで計画を検討する必要がある。</p>	<p>今回の建替・集約事業は、建物・設備の老朽化、EVの有無、入居者の世帯人数の減少及び高齢化等により、事業を実施するもので、事業の決定にあたっては、区の検討組織「江東区公営住宅のあり方に関する検討会」を設置し、イニシャルコストやライフサイクルコストをはじめ、様々な検討を重ね事業の実施を決定したものである。</p> <p style="text-align: right;">【住宅課】</p>
意見64	<p><b>○建替事業に係る事業者決定方式について（P116）</b>                      江東区公営住宅等建替・集約事業について、パートナーとなる事業者を募集したところ、募集当初は2者の応募があったところ、途中で1事業者が辞退しており結果的に1者のみの応募となっている。辞退理由は「事業規模に比して時間が厳しい」とのことであり仕方ない面もあると思われるが、事業の重要性を鑑みれば、より費用対効果を高めるよう努力することが望まれる。</p>	<p>事業者の決定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行ったが、当時は新型コロナウイルスの1年目で、初めての緊急事態宣言が発出される等、事業者も難しい対応を迫られている状況であった。このような状況を考慮し、参加表明期日の延期や提出書類の期限延長等を行い、事業者の検討期間の確保に努めたが、本区が採用する買取公営方式による事業実績が、東京近郊の事業者では少なかったことが、参加事業者が少ない要因と考えている。</p> <p style="text-align: right;">【住宅課】</p>
意見65	<p><b>○建替事業に係る情報開示について（P116）</b>                      「江東区公営住宅等建替・集約事業計画」の事業者として一般社団法人首都圏不燃建築公社が選定されている。事業の実施に際しパートナーと連携することは、円滑な事業の実施に資するものと考えられる。その一方で江東区と事業者の役割分担や責任、資金の流れ等が不透明になることが懸念されるところである。事業の進行に際し適時に情報を開示することを検討されたい。</p>	<p>プロポーザル関連情報から基本計画については、既にホームページに掲載しているところであるが、今後においても事業の進捗状況により、適宜、ホームページに掲載していく。</p> <p style="text-align: right;">【住宅課】</p>
意見66	<p><b>○防災倉庫の点検・見回りについて（P116）</b>                      防災倉庫の点検について区に質問したところ、年に1回点検を行っているとの回答を得た。倉庫内の点検は年1回としても、年に数回ほど建物等に異常がないかの見回りは行うべきである。＜指摘事項17 清澄倉庫の窓ガラスについて＞にあるように、異常な状態のまま放置されている例もあり、年1回の点検とは別で、年数回の見回り等を実施することを検討されたい。</p>	<p>年に幾度かは職員等が倉庫に行く用務があることから、その際に外観確認を行い、異常を発見した場合は速やかに対処することとし、長期間異常を放置することのないように努める。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘17	<p><b>○清澄防災倉庫の窓ガラスについて（P117）</b>                      清澄防災倉庫の窓ガラスにひびが入っている状態のまま放置されている。10月3日に確認し、11月28日時点でもそのままであった。早急に窓ガラスを取り換えるとともに、＜意見事項 66＞防災倉庫の点検・見回りについてでも述べたように2カ月もそのような状態のままである現状の運用を見直すべきである。</p>	<p>指摘を受け、12月に修繕を行った。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>
指摘18	<p><b>○深川二丁目防災用地の貸付について（P117）</b>                      深川二丁目防災用地は、町会へ貸出されているものである。土地には物置が置いてあり、防災用品等が備蓄されている。区は、「防火水槽その他災害防止・・・の用に供する」という事由から行政財産の使用許可等から除外できるとして、覚書を交わし使用させている。                      しかし、行政財産を区が自ら利用するのではなく第三者に利用させるものであれば、当該第三者が災害対策に当該行政財産を使う場合であっても、江東区公有財産管理規則23条または23条の2に基づくことは必要であると考えられる。本件のような土地利用が江東区公有財産管理規則23条の2第1項に基づいて認められているのであれば、使用許可を出す運用とすべきである。もし、防災目的のものであれば使用許可は不要と言うことであれば、現状で使用許可を出している事例は不要な手続きを課しているものといえるため、使用許可を不要とする運用に統一すべきである。</p>	<p>当該用地の貸し出しについては江東区公有財産管理規則第23条第1項及び第2項に基づくものと認識している。また、貸し出しにあたっては、相手方の事務的負担を軽減するとともに、行政目的の一つである災害対策の円滑化を図るため、現在、覚書を用いて相互の確認を行っているところである。                      一方で今般のご指摘を受け、改めて事務処理等を確認したところ、覚書の内容に不明確な点があり、また、内部決裁等の事務処理の簡略化により、毎年度の内容確認が形式的なものとなっていた。                      このため、今後は改めて覚書の内容につき精査するとともに、貸付にあたっての内部決裁等について、引き続き適正な執行に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【防災課】</p>